

第2期

袋井市子ども・子育て支援事業計画

(袋井市次世代育成支援行動計画)

(袋井市子どもの貧困対策計画)

みんなで支え合い、子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれるまち
～ 子育てするなら ふくろいで ～



令和2年3月
袋井市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置付けと期間	4
3 計画の策定体制	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	7
1 統計データからみる袋井市の現状	8
2 ニーズ調査結果からみえる現状	25
3 「第1期袋井市子ども・子育て支援事業計画」の評価	37
4 袋井市の子ども・子育て支援の課題	38
第3章 計画の基本的な考え方	43
1 基本理念	44
2 基本的な視点	45
3 基本方針	47
4 計画の体系	48
第4章 施策の展開	49
基本方針1 子どもがすこやかな育ちと保護者の子育てを 支援するまち	50
基本方針2 地域で人と人がつながり、安心して子育て できるまち	56
基本方針3 子育てと仕事が両立できるまち	66

第5章 事業計画	69
1 提供区域の設定	70
2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の 確保の内容及び実施時期	71
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の 確保の内容及び実施時期	75
4 教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	89
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	90
第6章 計画の推進	91
1 推進体制	92
2 進行管理	93
資料編	95
1 袋井市子ども・子育て会議条例	96
2 袋井市子ども・子育て会議幹事会設置要綱	98
3 計画策定の経過	100
4 委員名簿	101
5 用語解説（50音順）	103
6 年齢別子ども人口の推計	108



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 社会・国の動き

わが国の急速な少子高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような社会情勢の変化の中、国において、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法が成立し、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を充実することを目的とした『子ども・子育て支援新制度』が平成 27 年 4 月からスタートしました。

しかしながら、25 歳から 44 歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成 31 年 4 月時点の全国の待機児童数は 1 万 6,772 人となっており、保育を必要とするすべての子ども・家庭が希望するサービスを利用できる状況ではありません。待機児童の解消は喫緊の課題であり、国では平成 29 年 6 月に『子育て安心プラン』を公表し、令和 2 年度末までに待機児童を解消し、女性の就業率 80%にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き世帯等の児童の増加が見込まれており、平成 30 年 9 月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業を計画的に進めていくこととしました。

さらに、「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針 2018」を踏まえ、令和元年 10 月から、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、少子化対策につなげることが狙いの『幼児教育・保育の無償化』が始まりました。

(2) 袋井市の動き

袋井市においては、平成 17 年度から推進してきた「袋井市次世代育成支援行動計画」を踏まえながら、平成 27 年度から 5 か年の新たな計画として「袋井市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

この期間の中間年度にあたる平成 29 年度には、保育需要や事業実績などを踏まえ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保量について、中間見直しを行いました。

しかしながら、共働き世帯の増加等により保育ニーズは年々増加し、平成 31 年 4 月 1 日現在の本市の待機児童数は 58 人となり、保育所等における待機児童の解消が喫緊の課題となっています。

また、幼児教育・保育の無償化によって、ますます保育ニーズが高まることが予測される中、放課後児童クラブも同様にニーズが増加しており、就学後における待機児童対策も急務となっています。

袋井市子ども・子育て支援事業計画の計画期間においては、実施計画に基づき、認可保育所や小規模保育施設、放課後児童クラブの施設整備を進めるとともに、それぞれの施設において、保育の質の向上を図ってきました。

そうした中で、保育士や放課後児童支援員等の人材確保に苦慮している現状があります。

さらに、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化、外国人人口の増加など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化により、保護者ニーズの多様化や支援内容の複雑化への対応が求められています。

この度、「袋井市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため、「第 2 期袋井市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会情勢の変化に対応しつつ、各分野の個別計画における取組と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

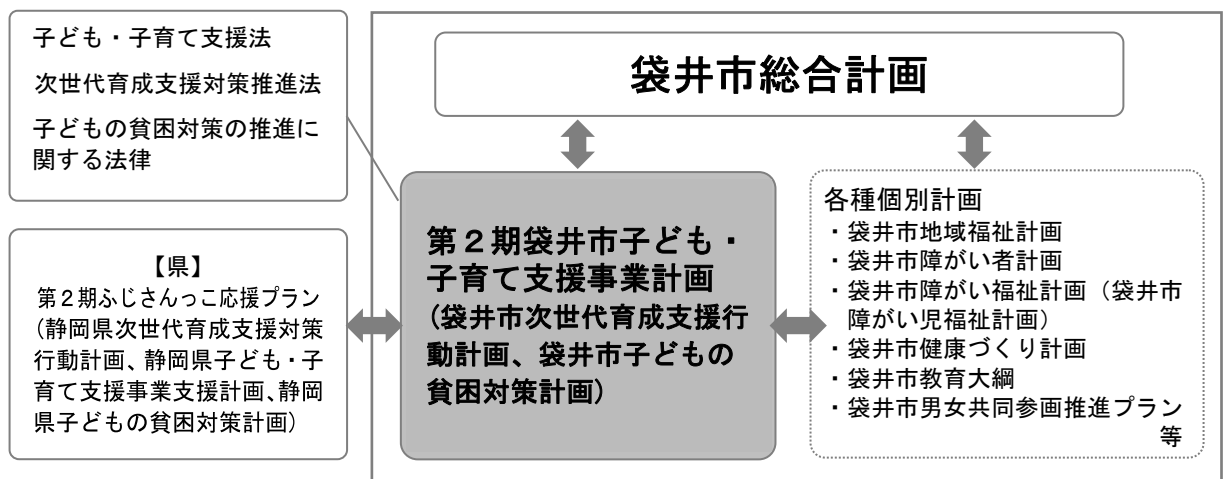
2 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、すべての子どものすこやかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画を継承するとともに、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく子どもの貧困対策についての計画も一体的な計画として推進していきます。

さらに、袋井市総合計画を上位計画とし、子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置付け、各種関連計画との整合を図ります。



(2) 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

また、中間年度には、必要に応じて計画の見直し(★)を行います。

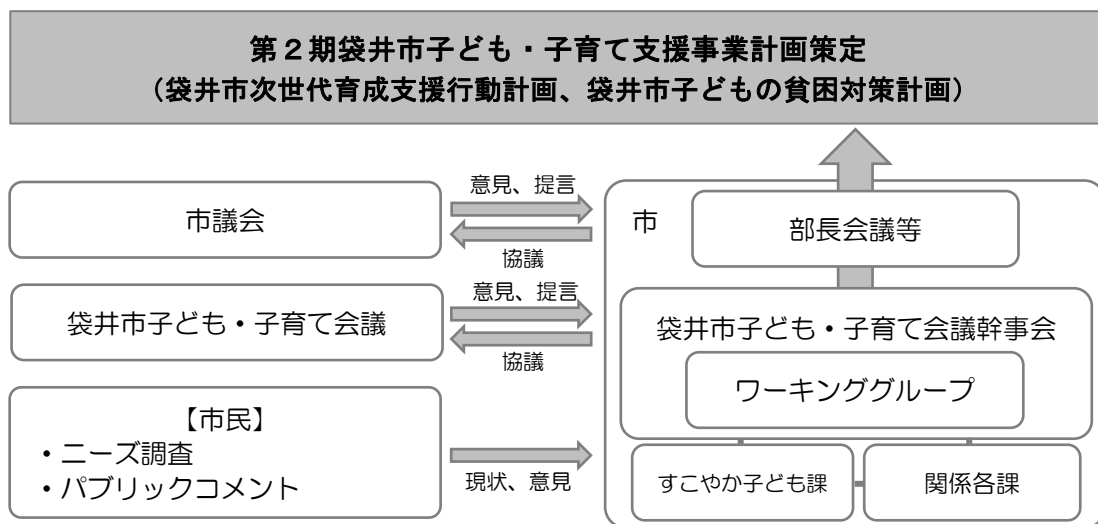
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
袋井市子ども・子育て支援事業計画					第2期 袋井市子ども・子育て支援事業計画				
		★					★		

3 計画の策定体制

計画策定にあたり、庁内の関係各課と調整を図るとともに、袋井市子ども・子育て会議幹事会及びワーキンググループを設置し、計画の内容について意見や提言をいただきました。

また、平成30年度に実施した子育て支援に関するニーズ調査（アンケート調査）の結果を反映するとともに、子どもの保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等で構成する「袋井市子ども・子育て会議」において、計画の内容について審議しました。

加えて、計画案を市議会に諮るとともに、市民の皆様から広くご意見をいただくため、パブリックコメントを実施しました。



(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、平成31年1月に「第2期袋井市子ども・子育て支援事業計画策定にあたってのアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童 保護者	郵送による 配布・回収及び 保育所・幼稚園 等を通じた 配布・回収	2,555 通	2,018 通	78.9%
小学生保護者	郵送による 配布・回収	2,700 通	1,590 通	58.8%

(2) 袋井市子ども・子育て会議による審議・・・・・・・・

子ども・子育て支援法第77条の規定により、教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員を定める際や市町村計画を策定・変更する際の合議を行う機関の設置が努力義務とされております。

本市においても、計画の策定にあたり、袋井市子ども・子育て会議設置条例に基づいて設置した「袋井市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施・・・・・・・・

計画の策定にあたり、市民の皆様から広く御意見をいただくため、計画案のパブリックコメントを実施しました。

ア 実施期間

令和元年11月27日（水）から12月26日（木）まで〔30日間〕

イ 実施場所

市役所（すこやか子ども課、情報公開コーナー）、浅羽支所
総合健康センター、月見の里学遊館、市ホームページ

ウ 実施結果

3件





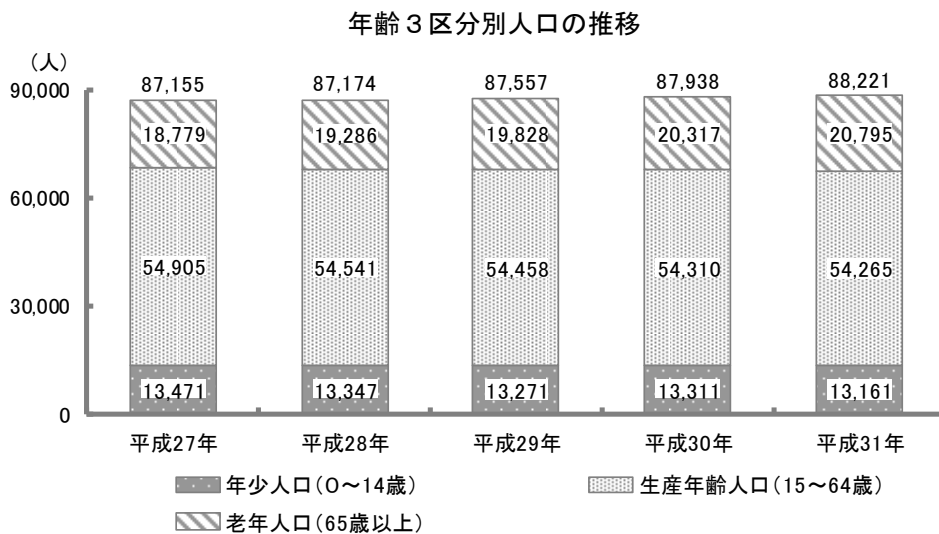
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計データからみる袋井市の現状

(1) 人口の状況

ア 年齢3区分別人口の推移

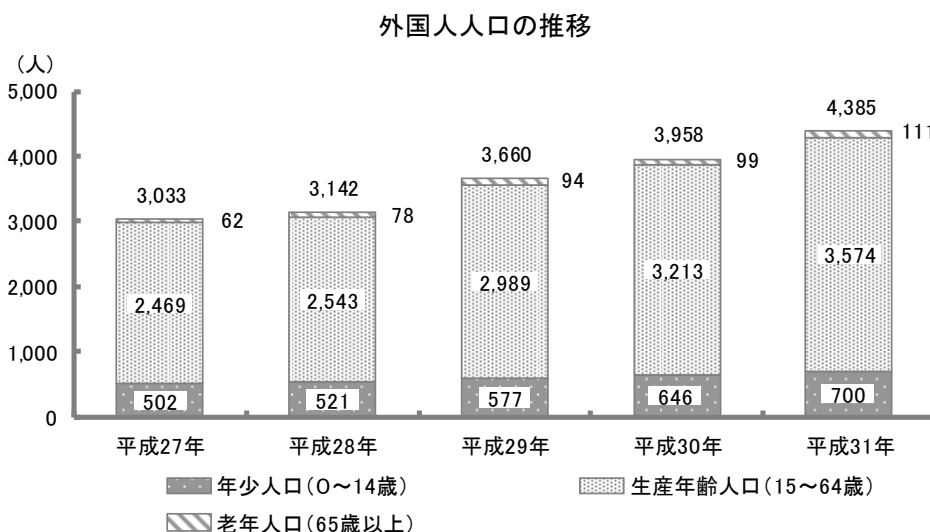
本市の人口推移をみると、総人口は年々増加し、平成31年は88,221人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少傾向にあるのに対し、老年人口（65歳以上）は年々増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

イ 外国人人口の推移

本市の外国人人口は平成27年以降増加しており、平成31年は4,385人となっており、全人口に対し、約5%を占めています。

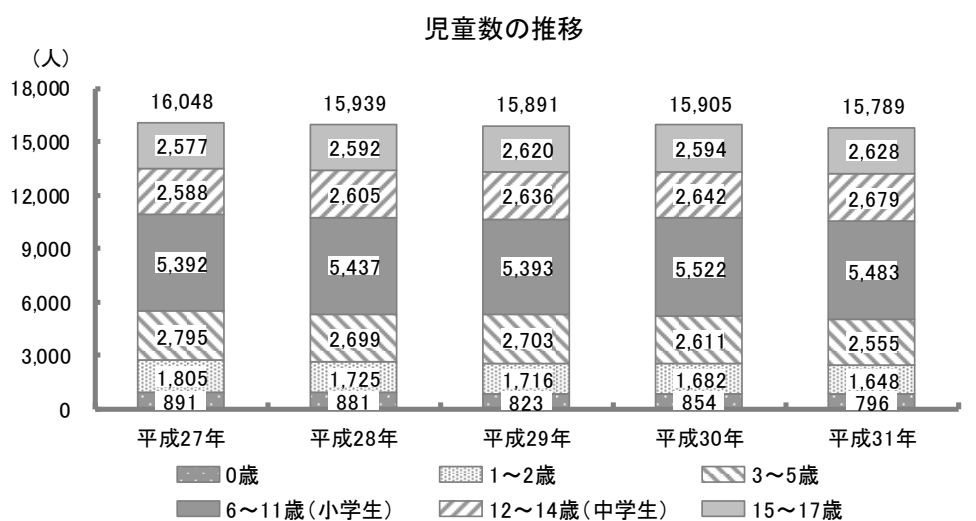


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

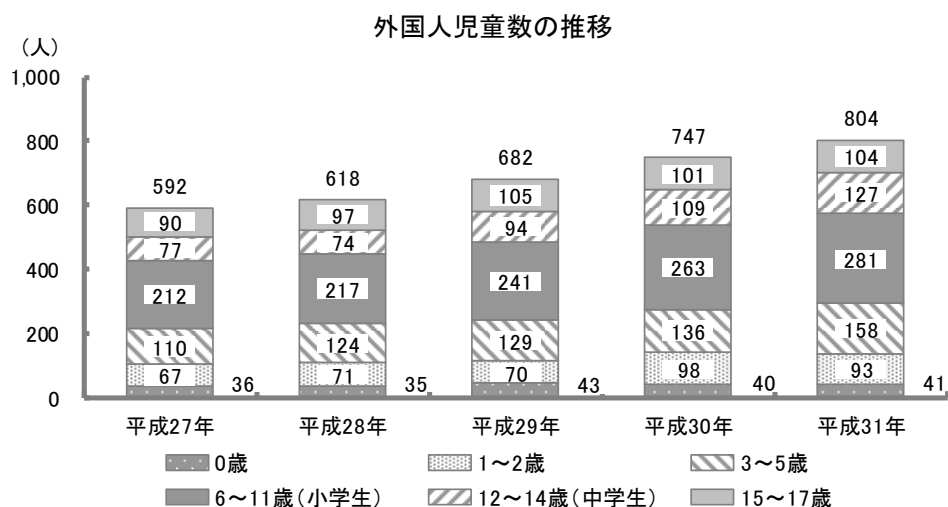
ウ 児童数の推移

本市の18歳までの児童数の推移をみると、年々減少傾向にあり、平成31年は15,789人となっています。特に0歳から5歳までの就学前児童が減少しており、平成27年に比べ平成31年は約1割減少しています。

一方で、18歳までの外国人児童数の推移をみると、年々増加しており、平成31年は804人となっており、全児童数に対し、約5%を占めています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

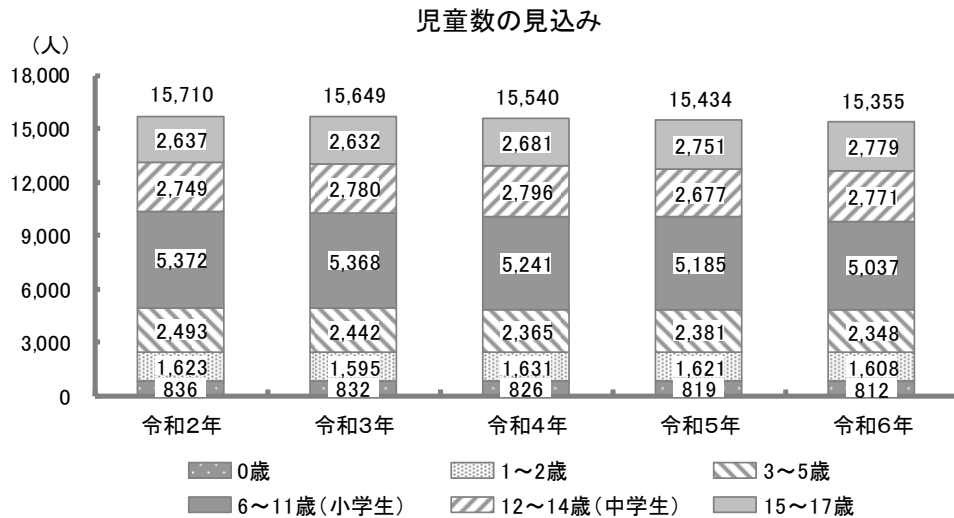


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

エ 児童数の見込み

本市の18歳までの児童数の見込みは、平成27年から平成31年までの住民基本台帳（各年3月31日現在）を用いて、コーホート変化率法により推計しました。

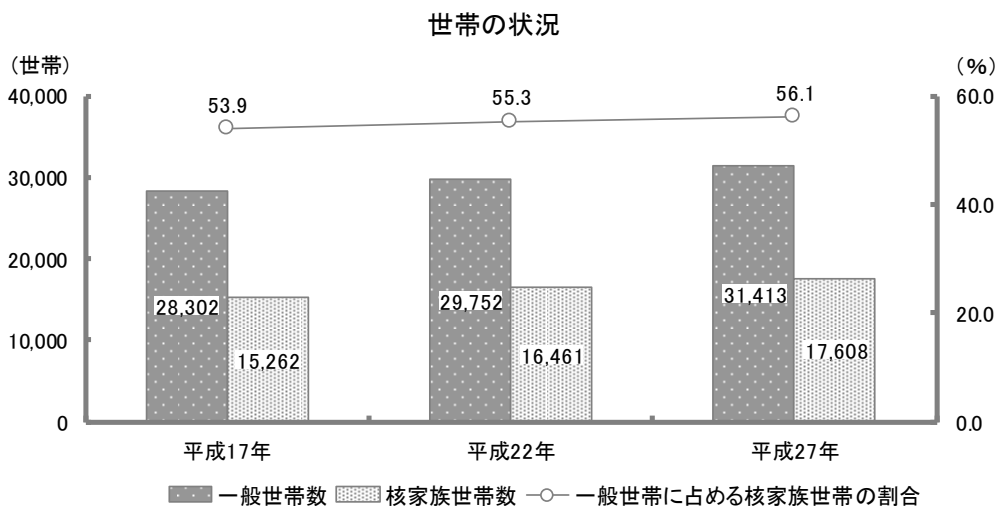
児童数は、今後年々減少していくと見込んでおり、令和6年では15,355人となり、特に小学生以下で年々減少すると予測しています。



(2) 世帯の状況

ア 一般世帯・核家族世帯の状況

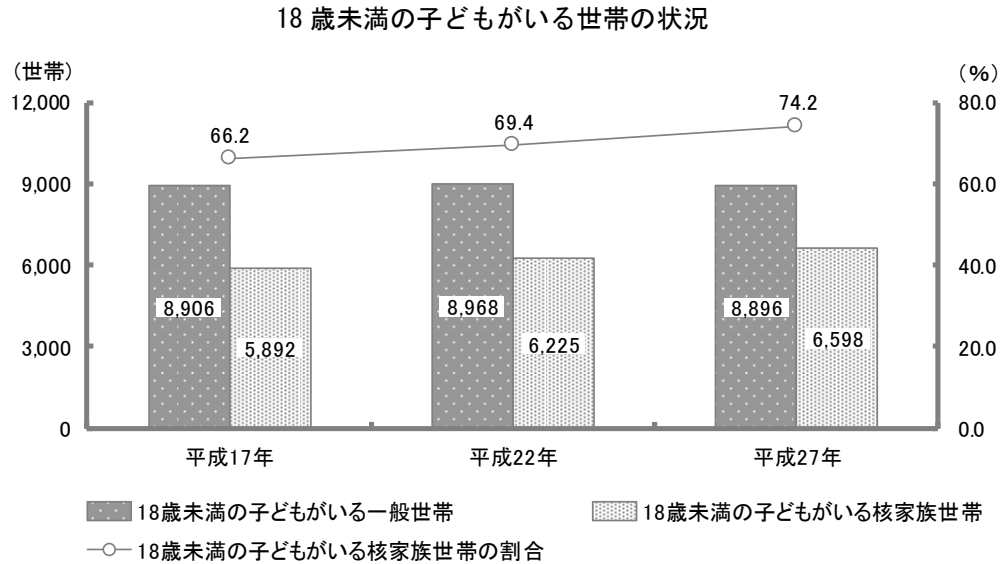
本市の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年は17,608世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合も上昇しており、核家族化が進行しています。



資料：国勢調査

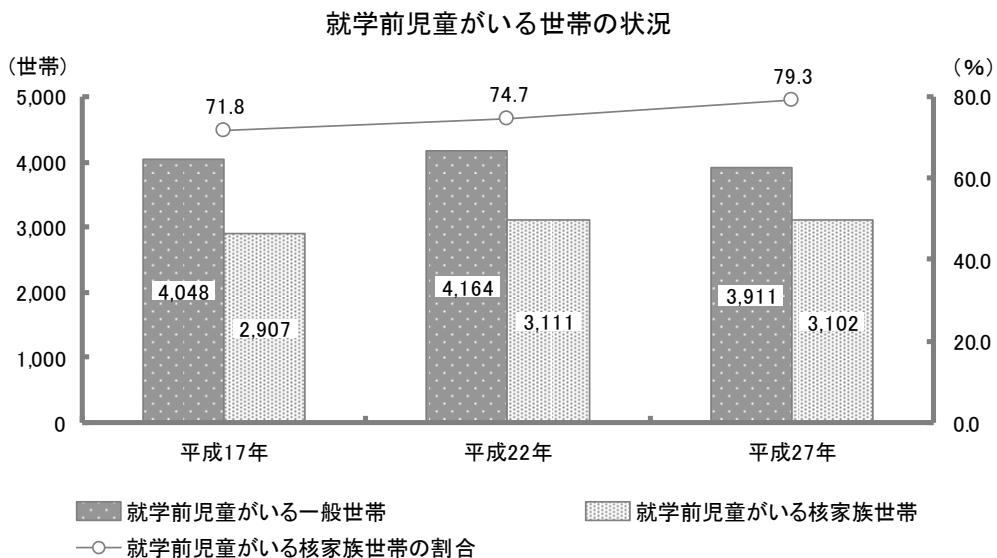
イ 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は増減を繰り返しており、平成27年は8,896世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯数とその割合は増加しています。



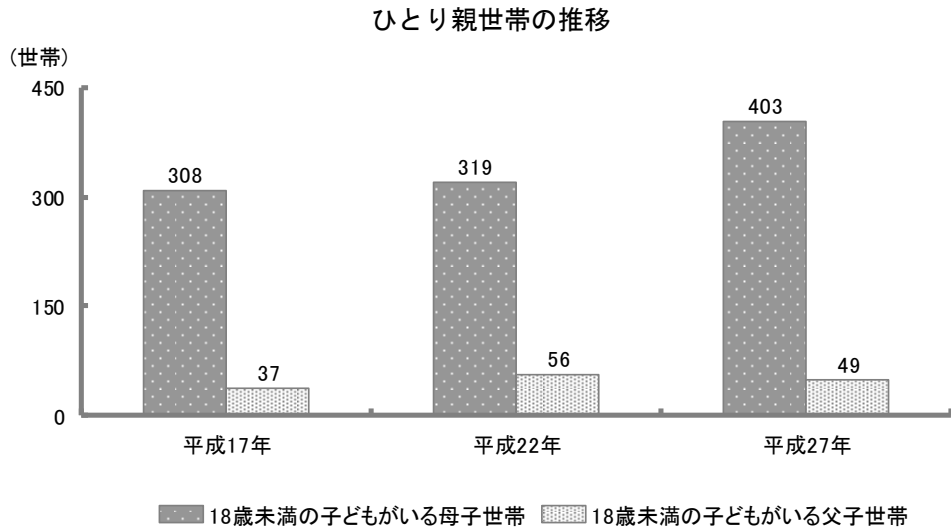
ウ 就学前児童（6歳未満の子ども）がいる世帯の状況

本市の就学前児童がいる一般世帯数は増減を繰り返しており、平成27年は3,911世帯となっています。また、就学前児童がいる核家族世帯数とその割合は増加傾向となっています。



エ ひとり親世帯の推移

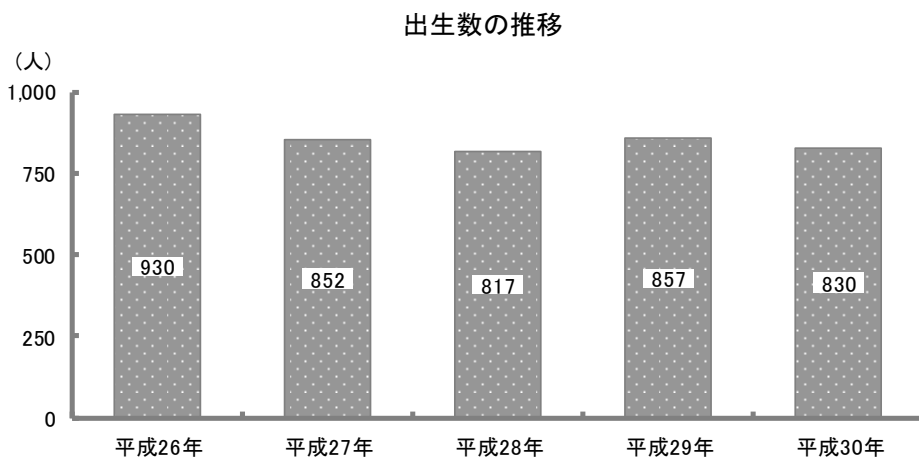
本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は年々増加しており、平成27年は403世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は増減を繰り返し、平成27年は49世帯となっています。



(3) 出生の状況

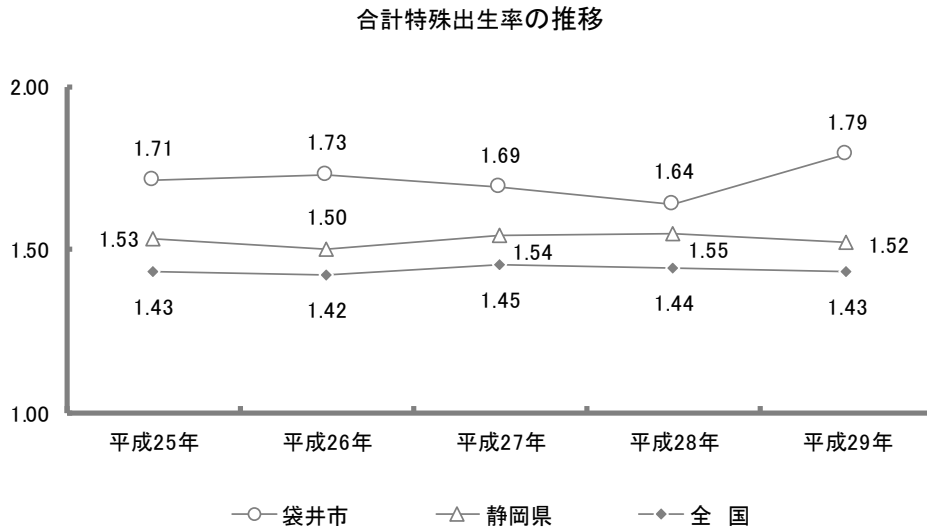
ア 出生数の推移

本市の出生数は増減を繰り返しながら減少傾向にあり、平成30年は830人となっており、平成26年と比較し100人減少しています。



イ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、本市は、静岡県、全国平均より高い水準を維持しており、平成29年では1.79と増加しています。

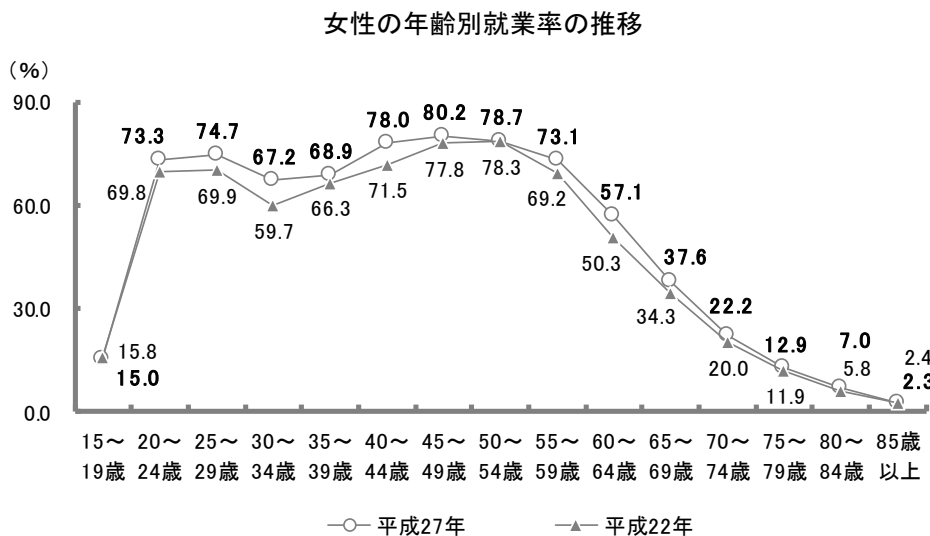


資料：人口動態統計

(4) 就業の状況

ア 女性の年齢別就業率の推移

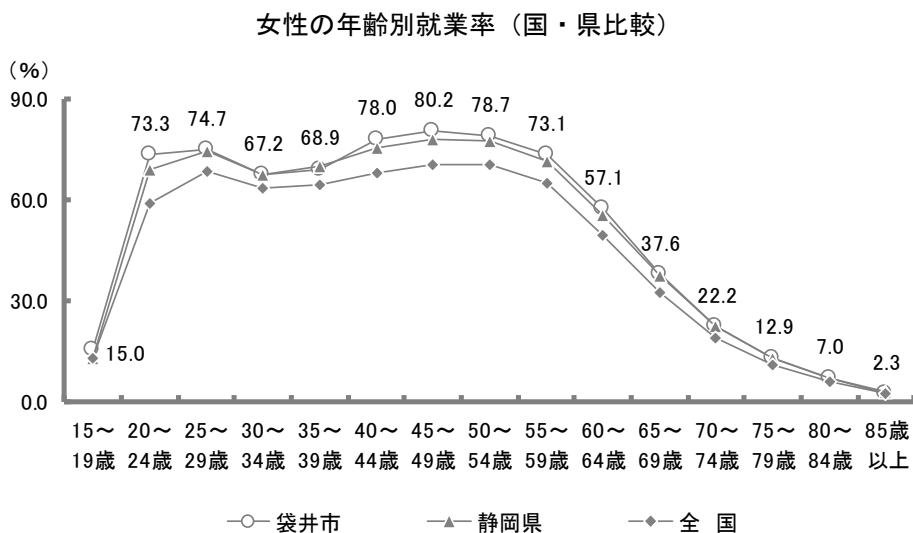
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年は上昇し、M字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

イ 女性の年齢別就業率（国・県比較）

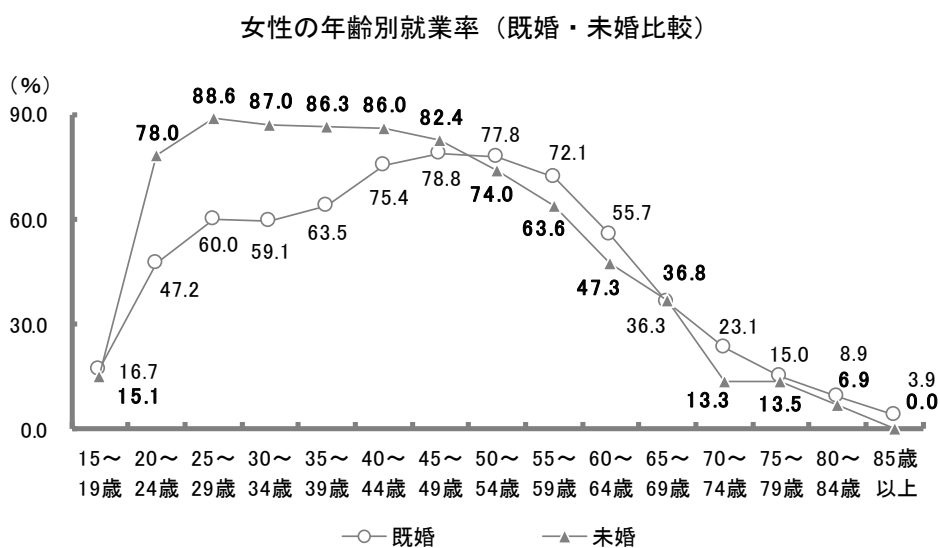
本市の平成 27 年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、各年代で全国より高く、県と同程度となっています。



資料：国勢調査（平成 27 年）

ウ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成 27 年の女性の既婚・未婚別就業率をみると、特に 20 歳代から 40 歳代前半において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



資料：国勢調査（平成 27 年）

(5) 教育・保育サービス等の状況・・・・・・・・

本市の令和元年度における教育・保育サービスの状況は以下のとおりです。

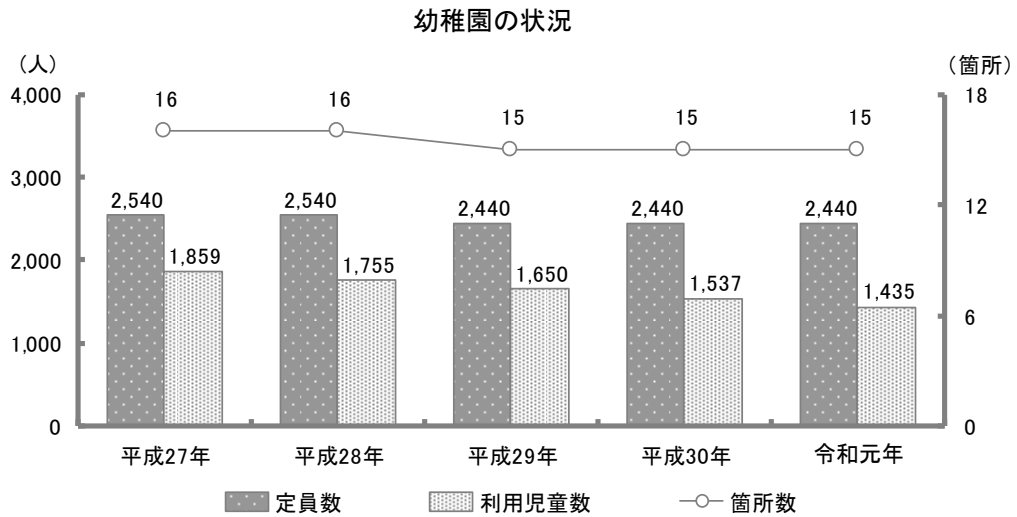
幼稚園は15園、認定こども園は2園、認可保育所は15園、小規模保育事業は5園、家庭的保育事業は3園となっています。

種別		名称	所在地	定員
幼稚園	1	袋井市立袋井東幼稚園	国本 2288	160
	2	袋井市立袋井西幼稚園	川井 568-1	160
	3	袋井市立田原幼稚園	新池 190-1	80
	4	袋井市立袋井南幼稚園	愛野 3082-2	180
	5	袋井市立若草幼稚園	堀越 766-1	200
	6	袋井市立今井幼稚園	太田 723-1	160
	7	袋井市立三川幼稚園	友永 113-1	100
	8	袋井市立山梨幼稚園	春岡 1-8-7	340
	9	袋井市立高南幼稚園	小川町 19-1	160
	10	袋井市立若葉幼稚園	久能 1310	180
	11	袋井市立浅羽東幼稚園	浅羽 2617-1	160
	12	袋井市立浅羽西幼稚園	長溝 873-1	100
	13	袋井市立浅羽南幼稚園	松原 1793	160
	14	袋井市立浅羽北幼稚園	浅名 41	100
	15	山名幼稚園	三門町 8-1	200
計				2,440
認定こども園	1	袋井市立笠原こども園	山崎 5093-13	90
	2	愛野こども園	愛野南 2-2-3	180
計				270

種別		名称	所在地	定員
認可保育所	1	袋井市立袋井南保育所	高尾 676-2	90
	2	明和第一保育園	上山梨 831-3	90
	3	明和第二保育園	川井 963-8	90
	4	めいわ可睡保育園	久能 2991-1	90
	5	めいわ月見保育園	上山梨 6-6-1	90
	6	たんぼぼ保育園	愛野東 2-6-4	90
	7	たんぼぼ第二保育園	広岡 1115-10	70
	8	袋井ハロー保育園	下山梨 559-1	100
	9	ルンビニ保育園	諸井 1056-2	90
	10	ルンビニ第二保育園	浅羽 1248	90
	11	ルンビニあゆみ園	高尾 1777-1	120
	12	あさば保育園	松原 1803-3	80
	13	袋井あそび保育園	久能 1313	120
	14	どんぐり保育園ベビー	高尾町 15-4	60
		どんぐり保育園	旭町 2-13-5	
15	MOE 保育園てんじん園	天神町 3-2-6	60	
小規模保育	1	すまいる保育園	上山梨 1583-2	19
	2	こどもサポートかみふうせん	方丈 2-5-2	19
	3	明和保育園オハナ	泉町 2-10-16	15
	4	ハローきっず	下山梨 1-13-18	12
	5	ルンビニ保育室花びら	浅羽 2275-1	12
家庭的保育	1	袋井のびやか保育園	久能 1842-1 ドミール鈴企 1	5
	2	保育ママ事業	松原地区	3
	3	保育ママ事業	高尾地区	3
計				1,418

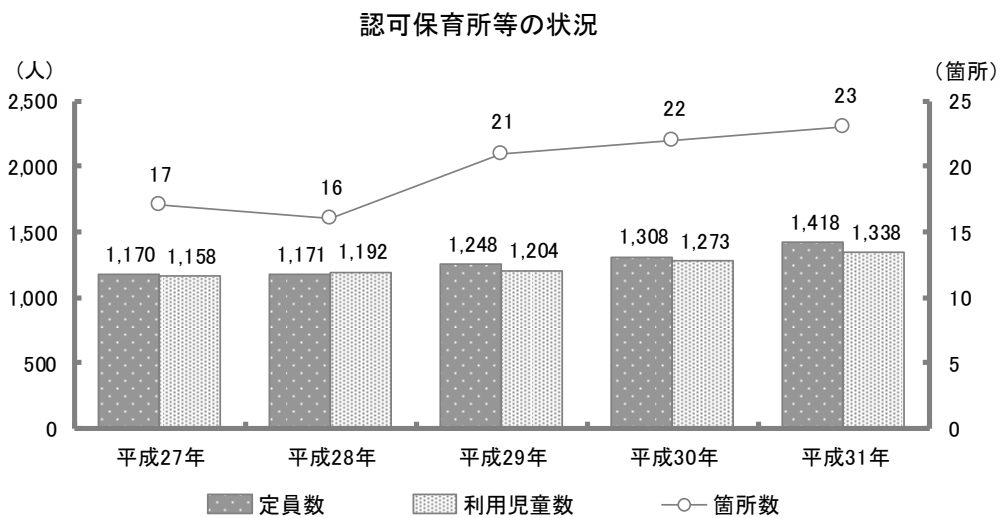
ア 幼稚園の状況

本市の幼稚園の状況をみると、利用児童数は減少傾向にあり、令和元年は1,435人となっています。



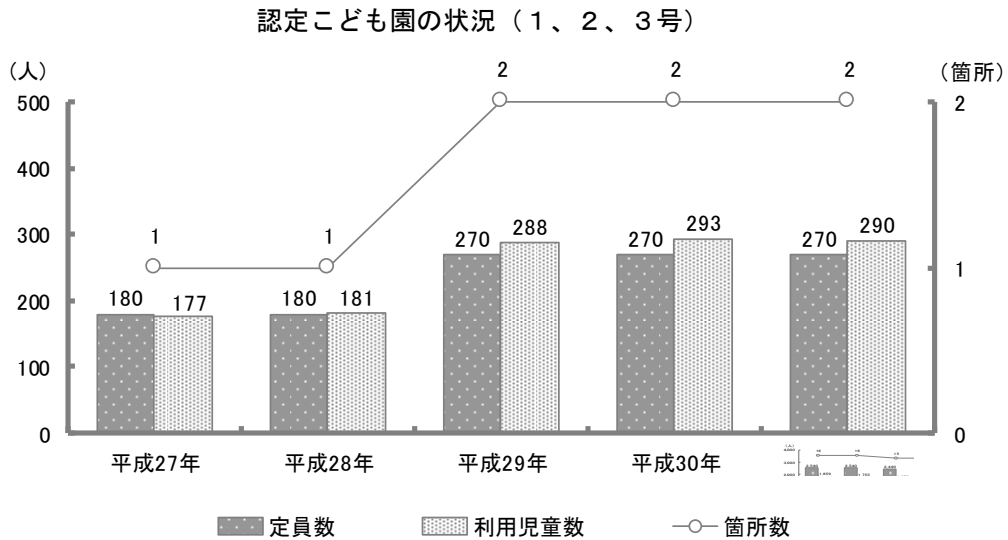
イ 認可保育所等の状況（認可保育所、小規模保育、家庭的保育）

本市の認可保育所等の状況をみると、定員数・箇所数・利用児童数は年々増加しており、平成31年は定員数1,418人、利用児童数1,338人となっています。



ウ 認定こども園の状況

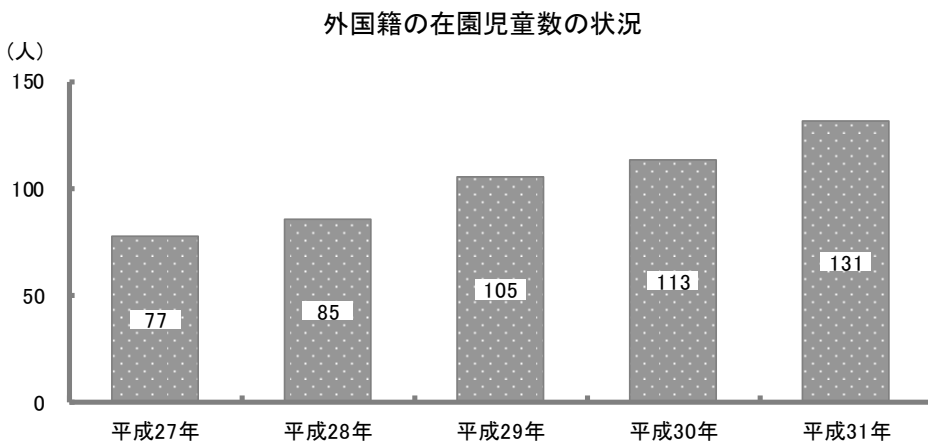
本市の認定こども園の状況をみると、定員数・利用児童数・箇所数は増加傾向にあり、令和元年は定員数270人、利用児童数は290人となっています。



資料：市の統計（各年5月1日現在）

エ 外国籍の在園児童数の状況（市内幼稚園・認定こども園・認可保育所等）

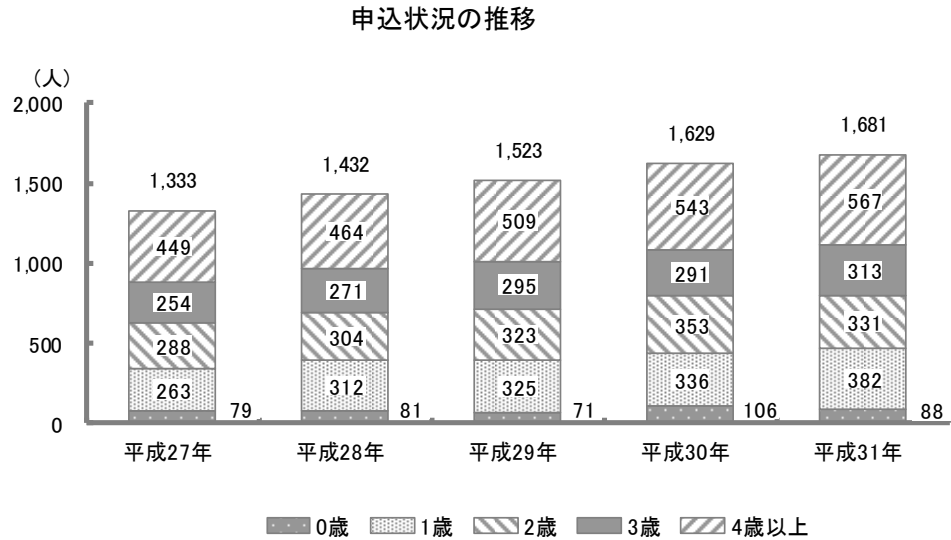
本市の外国籍の在園児童数の状況をみると、年々増加しており、平成31年は131人となっています。



資料：市の統計（各年4月1日現在）

オ 保育所等（２・３号認定）の申込状況

本市の保育所等（２・３号認定）の申込状況の推移をみると、年々増加しており、平成31年は1,681人となっています。

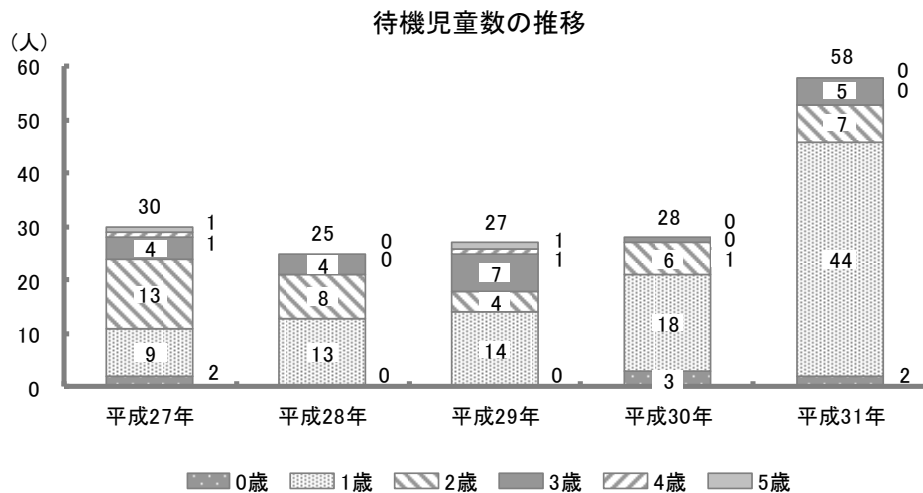


資料：市の統計（各年4月1日現在）

カ 保育所等の待機児童数の推移

本市の待機児童数の推移をみると、平成30年まで横ばいですが、平成31年は58人に増加しています。

年齢別でみると、1歳児の待機児童が年々増加しており、平成31年は44人となっています。

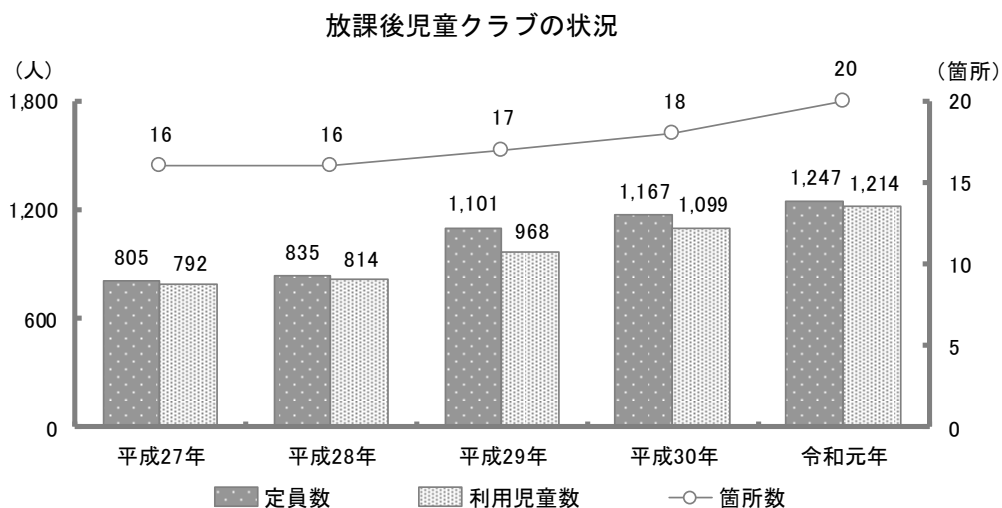


資料：市の統計（各年4月1日現在）

(6) 放課後児童クラブの状況

ア 放課後児童クラブの状況

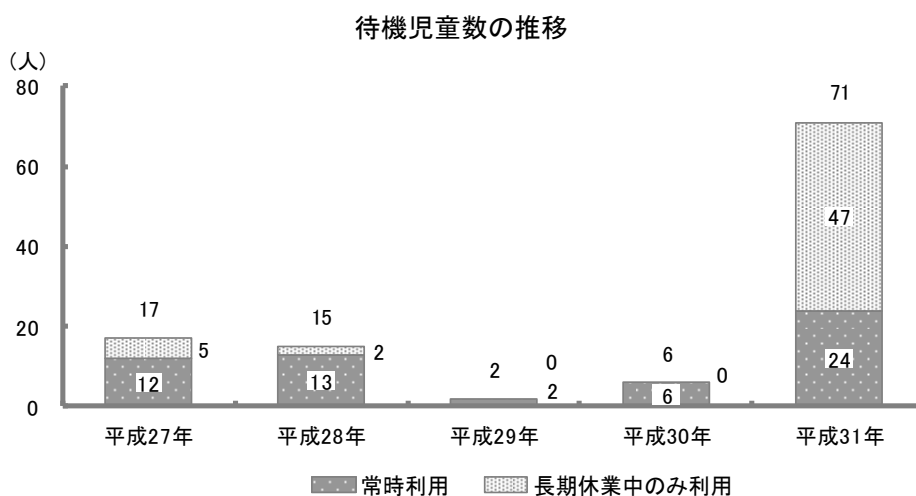
本市の放課後児童クラブにおける定員数・利用児童数・箇所数は、年々増加しており、令和元年の利用児童数は 1,214 人となっています。



資料：市の統計（各年5月1日現在）

イ 放課後児童クラブの待機児童数の推移

本市の放課後児童クラブにおける待機児童数の推移をみると、年度によってばらつきがあるものの、平成31年は常時利用24人、長期休業中のみの利用47人とともに最も多くなっています。

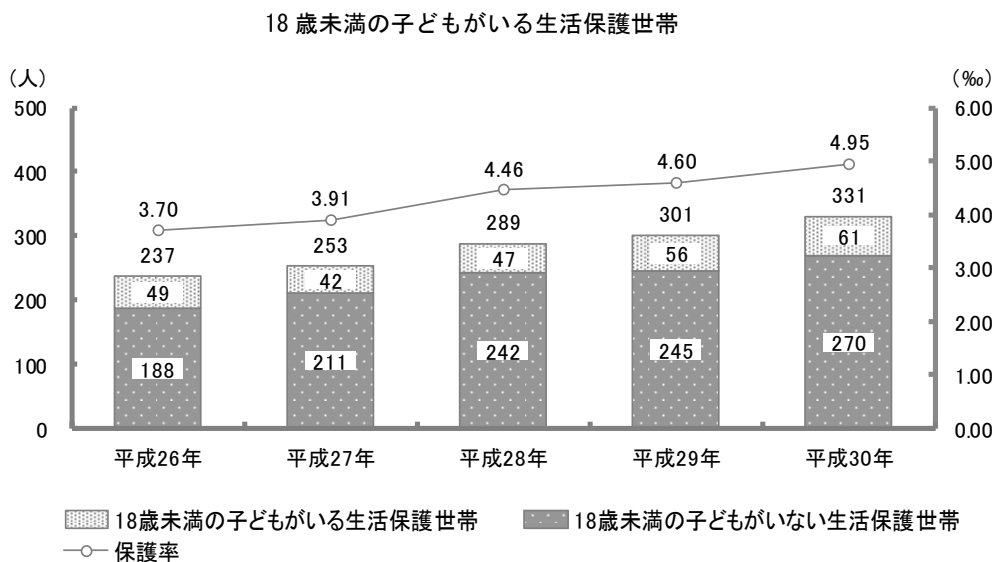


資料：市の統計（各年5月1日現在）

(7) 子どもの貧困の状況

ア 18歳未満の子どもがいる生活保護世帯の推移

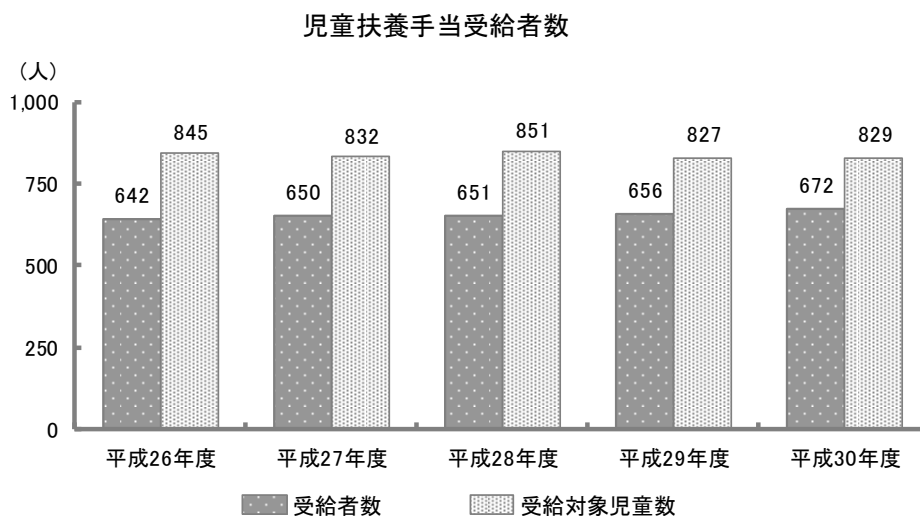
本市の生活保護世帯数は、年々増加しています。また、18歳未満の子どもがいる生活保護世帯数についても、年々増加傾向となっています。



資料：市の統計（各年4月1日現在）

イ 児童扶養手当受給者数の推移

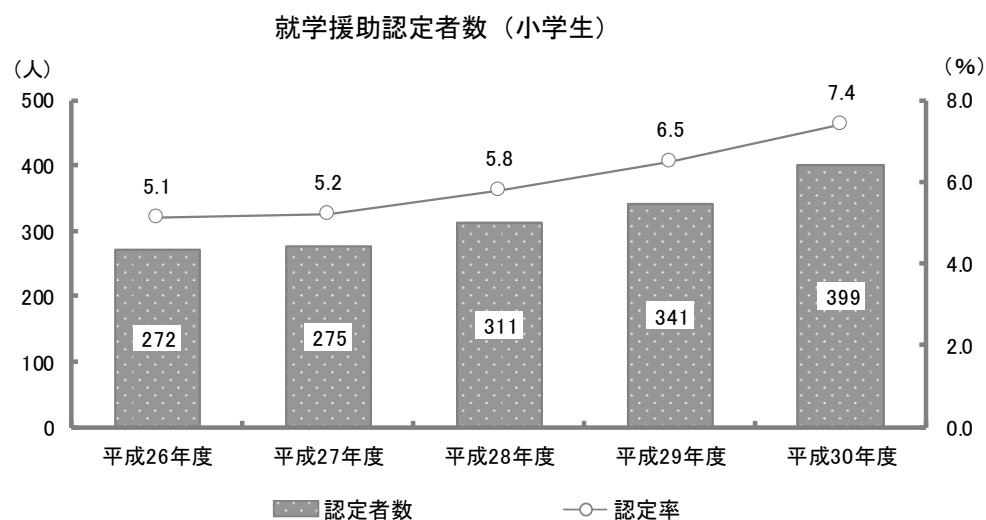
本市の児童扶養手当受給者数は年々増加していますが、受給対象児童数は増減を繰り返しながら、減少傾向にあります。平成30年度は受給者数672人、受給対象児童数829人となっています。



資料：市の統計

ウ 就学援助認定者数（小学生）の推移

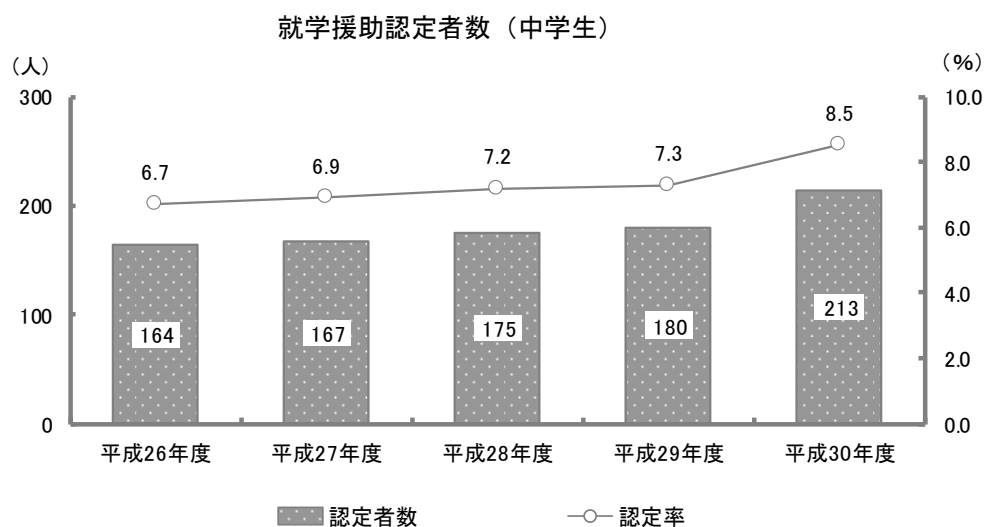
本市の小学生における就学援助認定者数・認定率は、年々増加しており、平成30年度は認定者数399人、認定率7.4%となっています。



資料：市の統計

エ 就学援助認定者数（中学生）の推移

本市の中学生における就学援助認定者数・認定率は、年々増加しており、平成30年度は認定者数213人、認定率8.5%となっています。

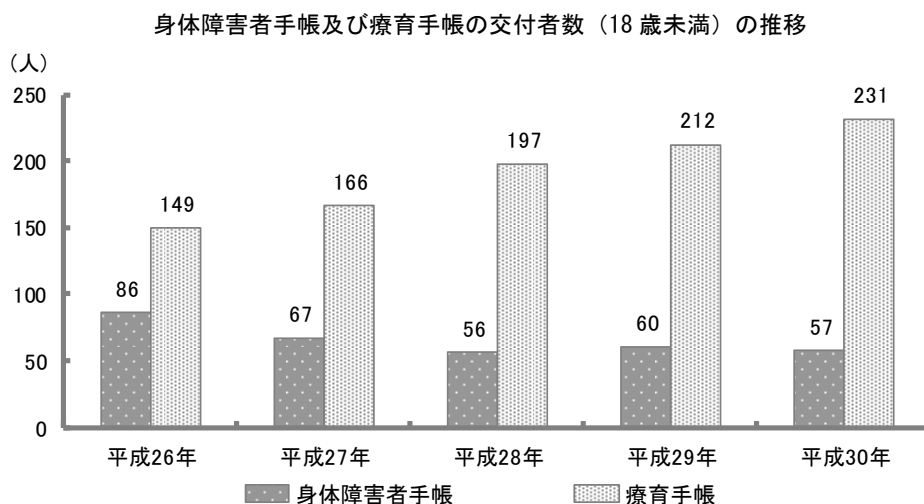


資料：市の統計

(8) 配慮が必要な子どもの状況

ア 身体障害者手帳及び療育手帳の交付者数（18歳未満）の推移

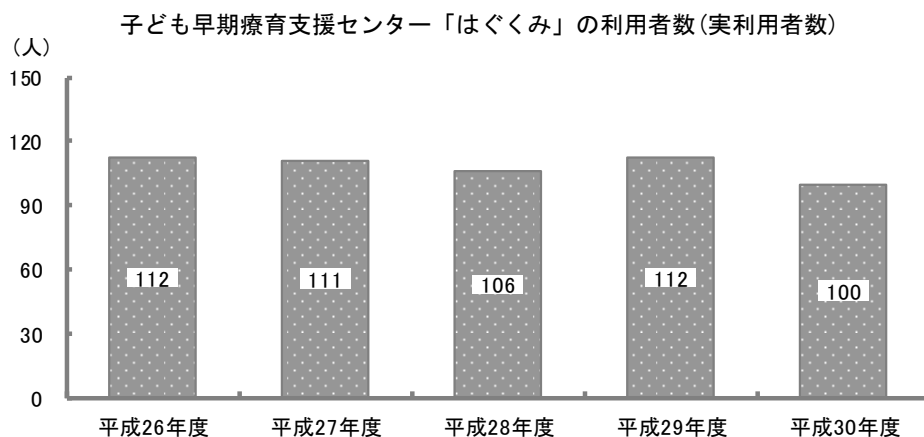
本市の18歳未満の身体障害者手帳交付者数は、微減傾向にあります。療育手帳交付者数は年々増加しており、平成30年は身体障害者手帳交付者数が57人、療育手帳交付者数が231人となっています。



資料：市の統計（各年3月31日現在）

イ 子ども早期療育支援センター「はぐくみ」の利用者数の推移

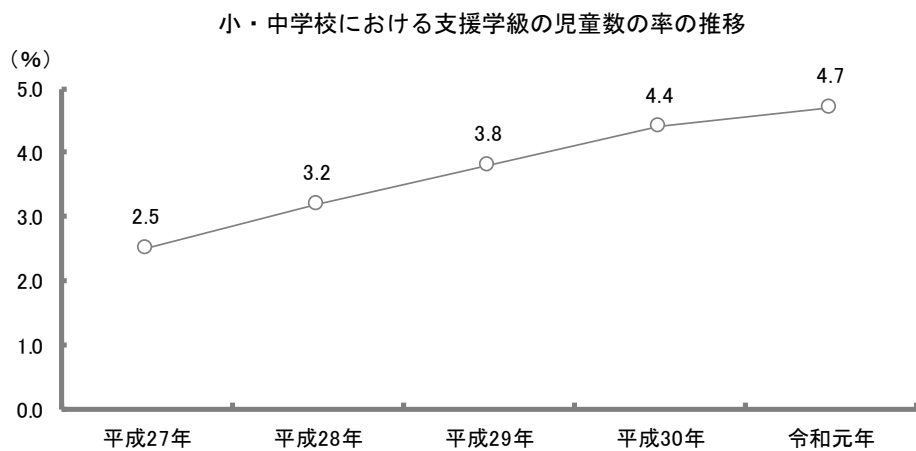
子ども早期療育支援センター「はぐくみ」の利用者数は、110人前後で推移していましたが、平成30年度は100人となっています。



資料：市の統計

ウ 小・中学校における特別支援学級児童数の率の推移

小・中学校における特別支援学級児童数の全児童数に対する率は、増加傾向にあり、令和元年は4.7%となっています。



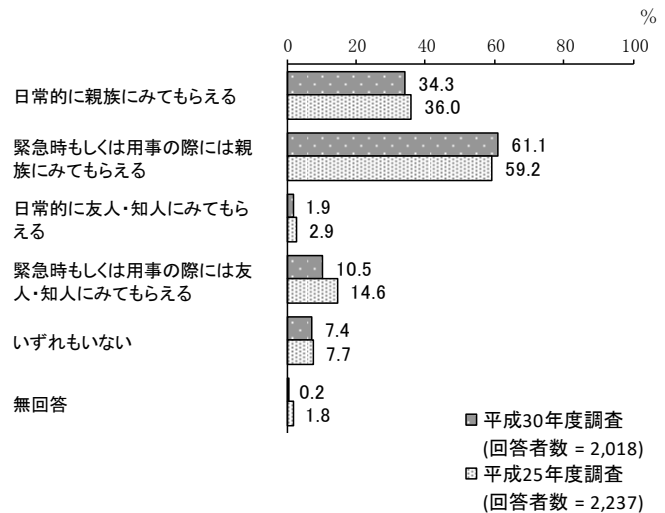
資料：市の統計（各年5月1日現在）

2 ニーズ調査結果からみえる現状

(1) 子どもと家族の状況について

ア 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無（複数回答可）

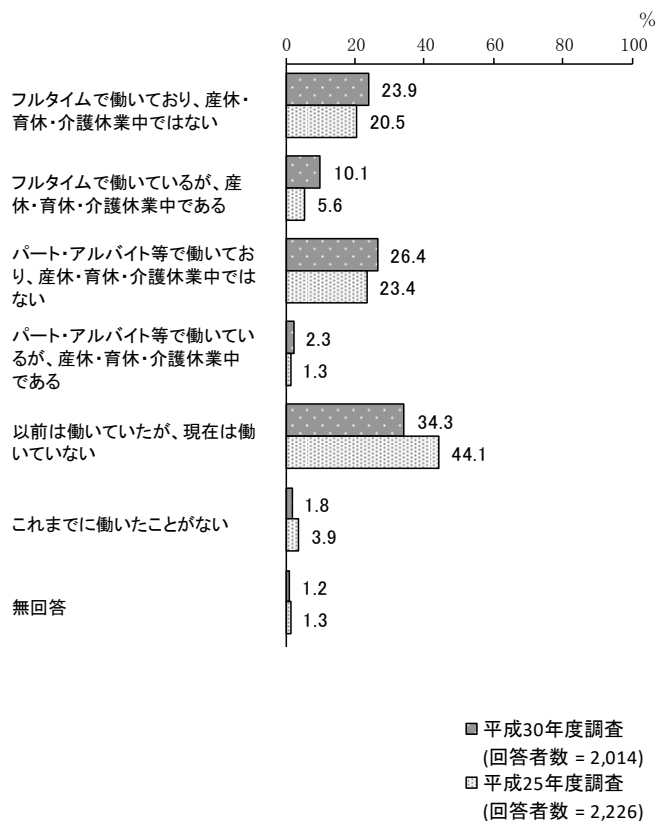
「緊急時もしくは用事の際には親族にみてもらえる」の割合が61.1%と最も高くなっていますが、一方で「いずれもない」保護者が平成25年度調査と比較しても変わらず7%程度おり、子育てに親族や知人の助けが受けられない保護者が依然として一定数みられます。



イ 母親の就労状況

「以前は働いていたが、現在は働いていない」の割合が34.3%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が26.4%、「フルタイムで働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が23.9%となっています。

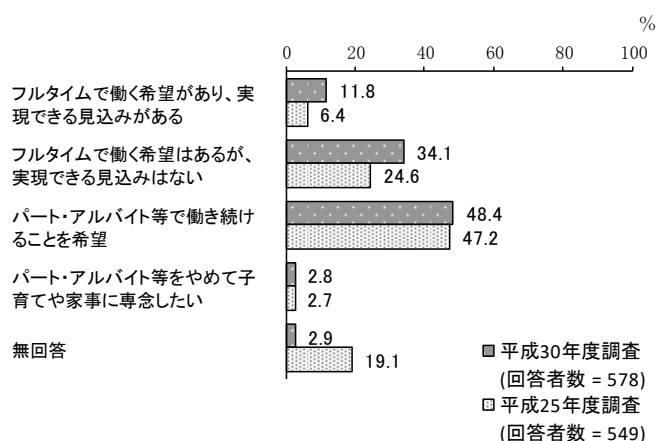
平成25年度調査と比較すると、「以前は働いていたが、現在は働いていない」の割合が減少しており、就労中の母親は増加しています。



ウ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等で働き続けることを希望」の割合が48.4%と最も高く、次いで「フルタイムで働く希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が34.1%、「フルタイムで働く希望があり、実現できる見込みがある」の割合が11.8%となっています。

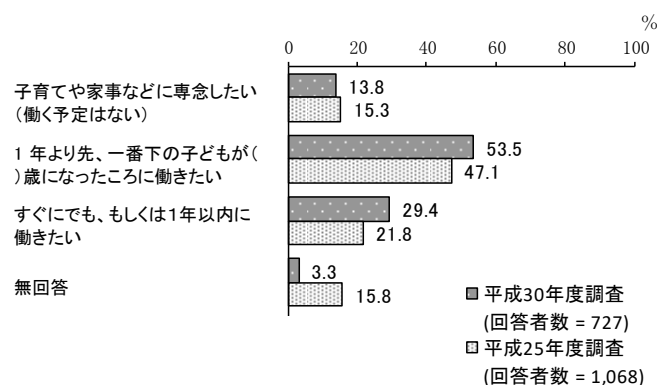
平成25年度調査と比較すると、「フルタイムで働く希望があり、実現できる見込みがある」「フルタイムで働く希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が増加しており、母親のフルタイムでの就労意向が高まっていることがうかがえます。



エ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったころに働きたい」の割合が53.5%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」の割合が29.4%となっており、現在、未就労の場合でも、今後働きたいと考えている母親が多くいます。

平成25年度調査と比較すると、「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったころに働きたい」「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」の割合が増加しています。

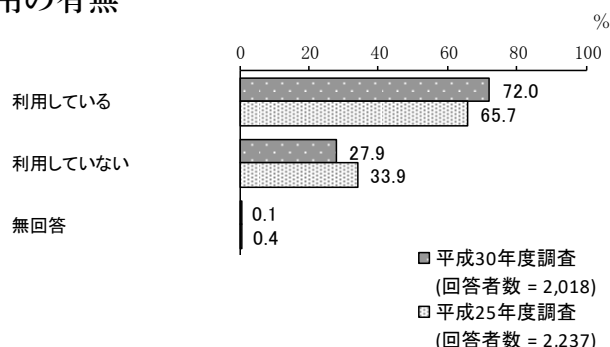


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

ア 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が72.0%、「利用していない」の割合が27.9%となっています。

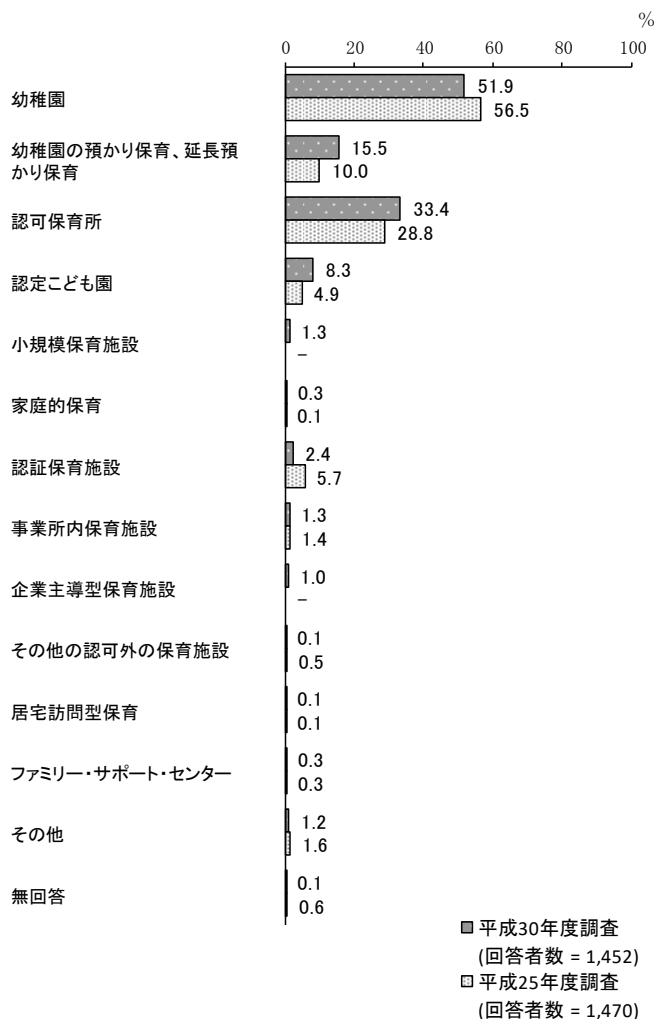
平成25年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加し、「利用していない」の割合が減少しています。



イ 平日の定期的にご利用している教育・保育事業（複数回答可）

「幼稚園」の割合が51.9%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が33.4%、「幼稚園の預かり保育、延長預かり保育、延長預かり保育」の割合が15.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「認可保育所」、「幼稚園の預かり保育、延長預かり保育」、「認定こども園」の割合が増加しています。



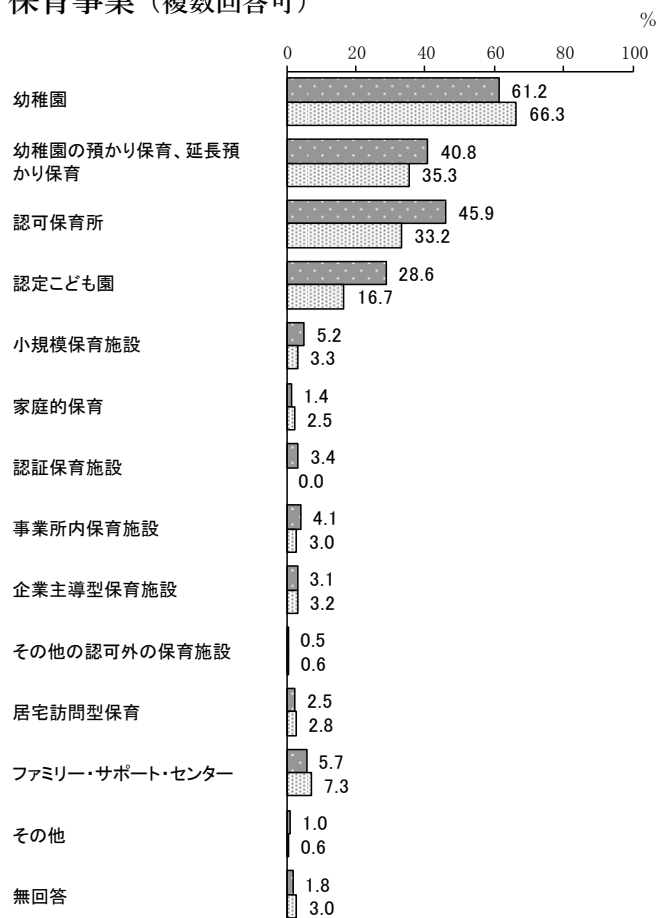
ウ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業（複数回答可）

「幼稚園」の割合が61.2%、
「認可保育所」の割合が45.9%、
「幼稚園の預かり保育、延長預かり保育」の割合が40.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、
「幼稚園の預かり保育、延長預かり保育」「認可保育所」「認定こども園」の割合が増加しています。

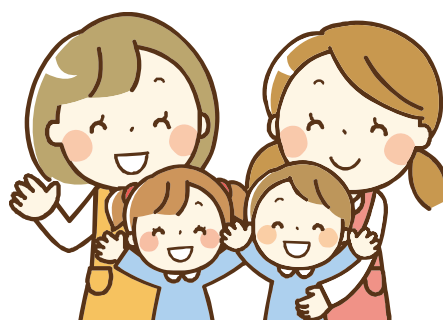
一方、「幼稚園」の割合が減少しています。

女性の就労率の上昇等から、
「認可保育所」「幼稚園の預かり保育、延長預かり保育」「認定こども園」等の保育ニーズが高まっていることが考えられます。



■ 平成30年度調査
(回答者数 = 2,018)

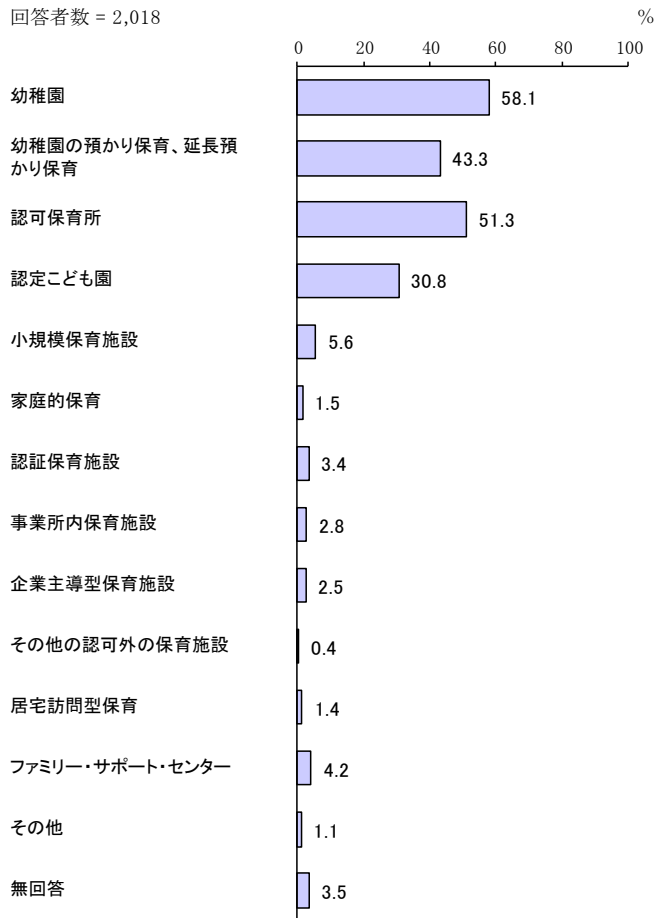
□ 平成25年度調査
(回答者数 = 2,237)



エ 幼児教育・保育の無償化が実施された場合に平日、定期的に利用したい教育・保育事業（複数回答可）

「幼稚園」の割合が58.1%、「認可保育所」の割合が51.3%、「幼稚園の預かり保育、延長預かり保育」の割合が43.3%となっています。

幼児教育・保育の無償化の実施を問わない場合と無償化を実施した場合での、平日、定期的に利用したい教育・保育事業は、無償化を実施した場合で「幼稚園」の割合が減少し、「幼稚園の預かり保育、延長預かり保育」「認可保育所」「認定こども園」の割合が増加しています。

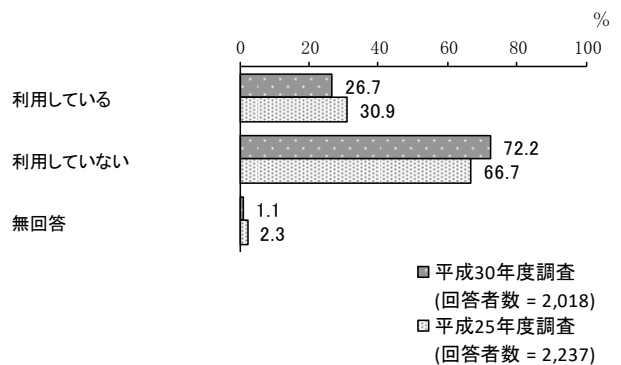


(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について ● ● ● ● ● ● ●

ア 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用している」の割合が26.7%、「利用していない」の割合が72.2%となっています。

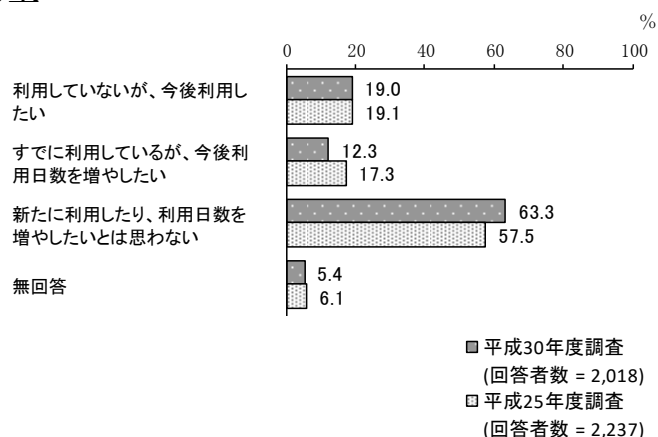
平成25年度調査と比較すると、「利用していない」の割合が増加しており、保育園等が充実し、子どもを預けられる環境が変化してきていることがうかがえます。



イ 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が63.3%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が19.0%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が12.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が増加しています。

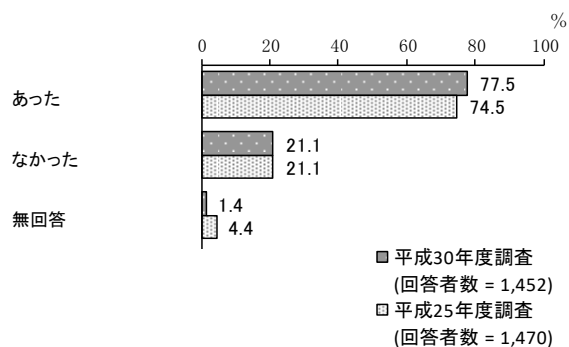


(4) 病気等の際の対応について

ア 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が77.5%、「なかった」の割合が21.1%となっています。

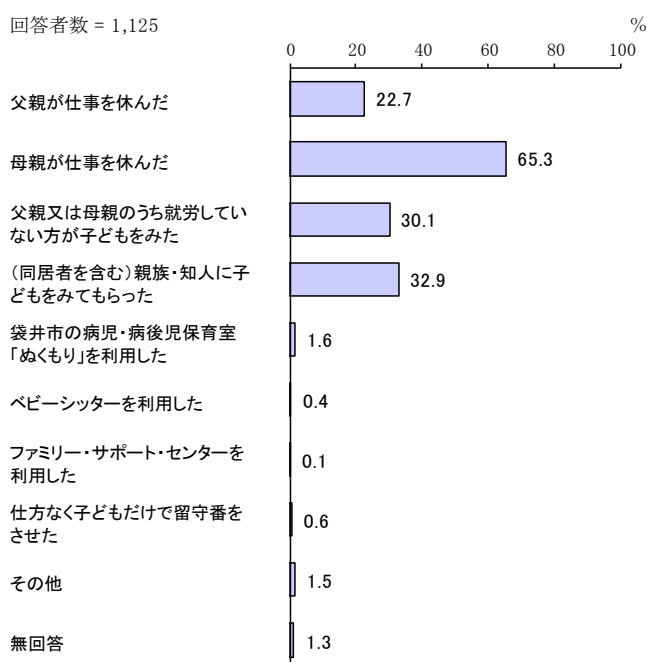
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



イ 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応 (複数回答可)

「母親が仕事を休んだ」の割合が65.3%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が32.9%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が30.1%となっています。

一方で、病児・病後児保育室を利用した割合は1%ほどと、少ない状況となっています。

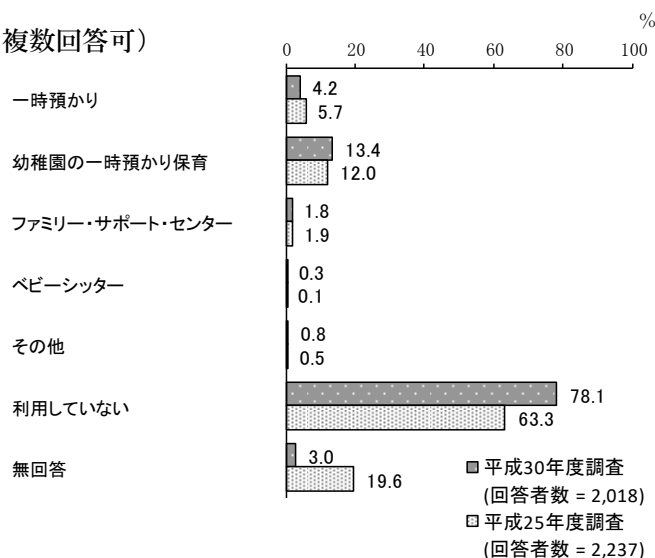


(5) 一時預かり等の利用状況について

ア 不定期の教育・保育の利用状況 (複数回答可)

「利用していない」の割合が78.1%と最も高く、次いで「幼稚園の一時預かり保育」の割合が13.4%となっています。

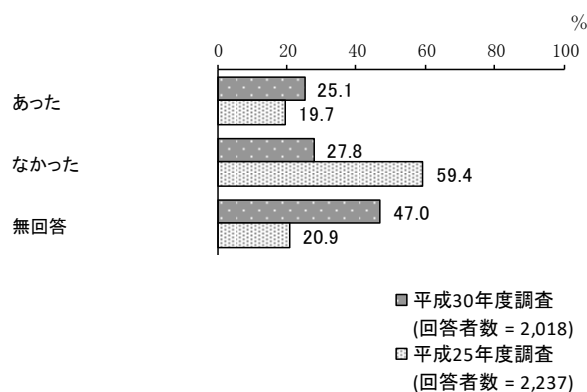
平成25年度調査と比較すると、「利用していない」の割合が増加しています。



イ 数日にわたる一時預かり等の有無と対応

「あった」の割合が25.1%、「なかった」の割合が27.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「あった」の割合が増加しています。一方、「なかった」の割合が減少しています。

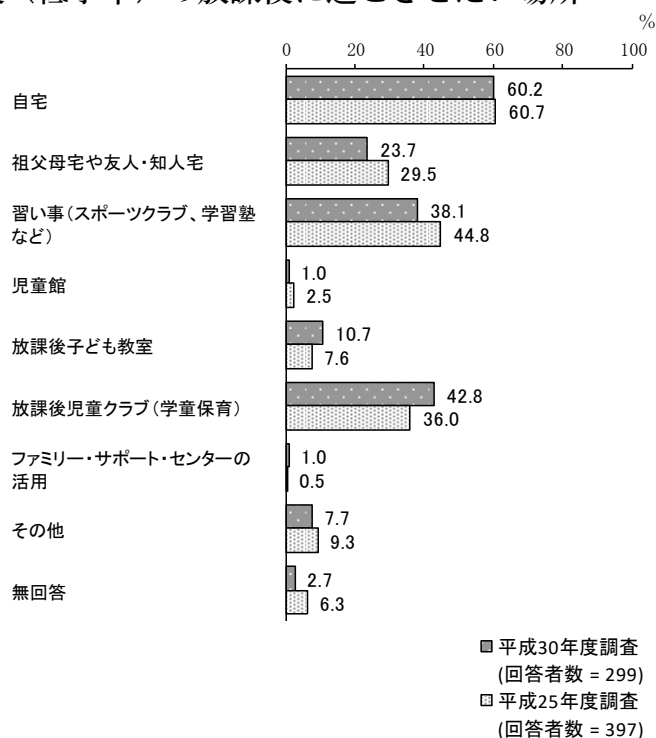


(6) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

ア 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所 （複数回答可）

「自宅」の割合が60.2%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合が42.8%、「習い事(スポーツクラブ、学習塾など)」の割合が38.1%となっています。

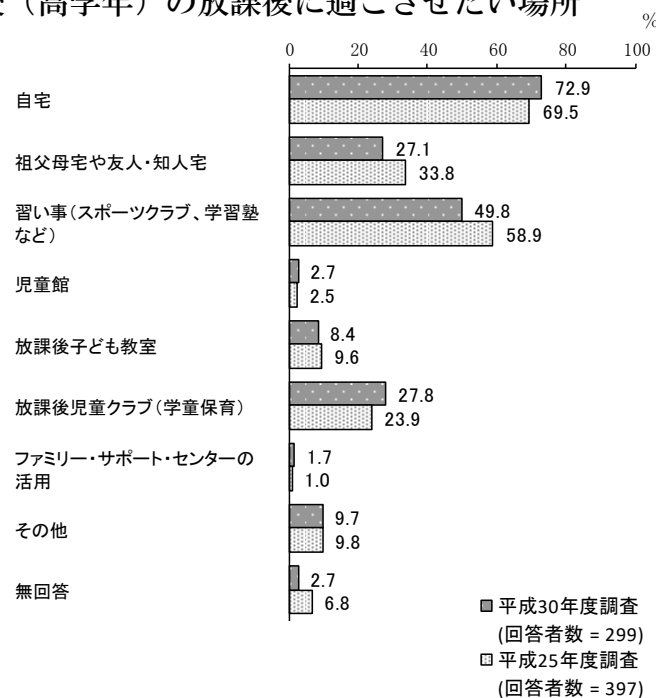
平成25年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合が増加しており、放課後の居場所としての期待が高いことがうかがえます。



イ 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所 （複数回答可）

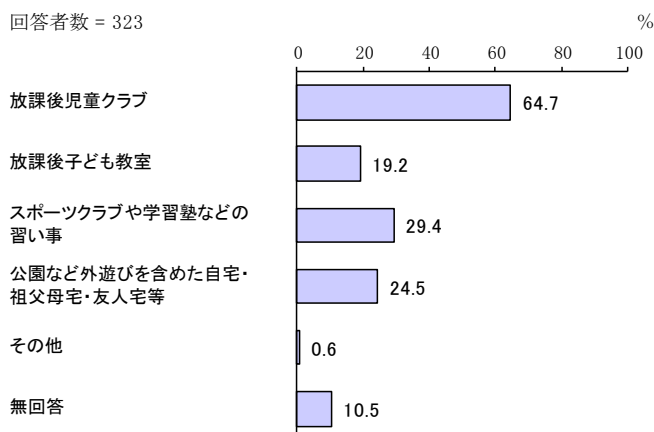
「自宅」の割合が72.9%と最も高く、次いで「習い事(スポーツクラブ、学習塾など)」の割合が49.8%、「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合が27.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事(スポーツクラブ、学習塾など)」の割合が減少し、「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合が増加しています。



ウ 就学児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所
（複数回答可）

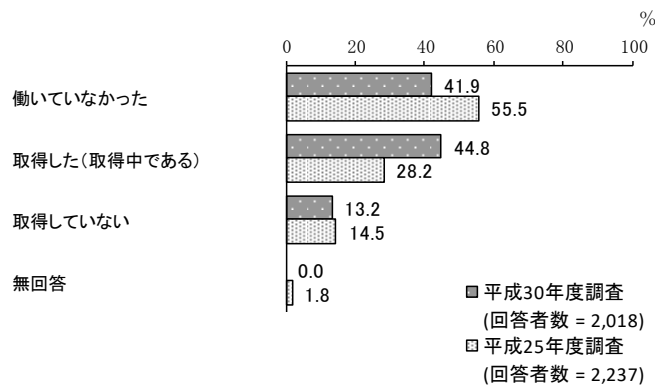
「放課後児童クラブ」の割合が64.7%と最も高く、次いで「スポーツクラブや学習塾などの習い事」の割合が29.4%、「公園など外遊びを含めた自宅・祖父母宅・友人宅等」の割合が24.5%となっています。



(7) 育児休業制度の利用状況について ● ● ● ● ● ● ●

ア 母親の育児休業の取得状況

「取得した（取得中である）」の割合が44.8%（働いていた人のうち、育児休業を取得した割合は77.2%）と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が41.9%、「取得していない」の割合が13.2%となっています。

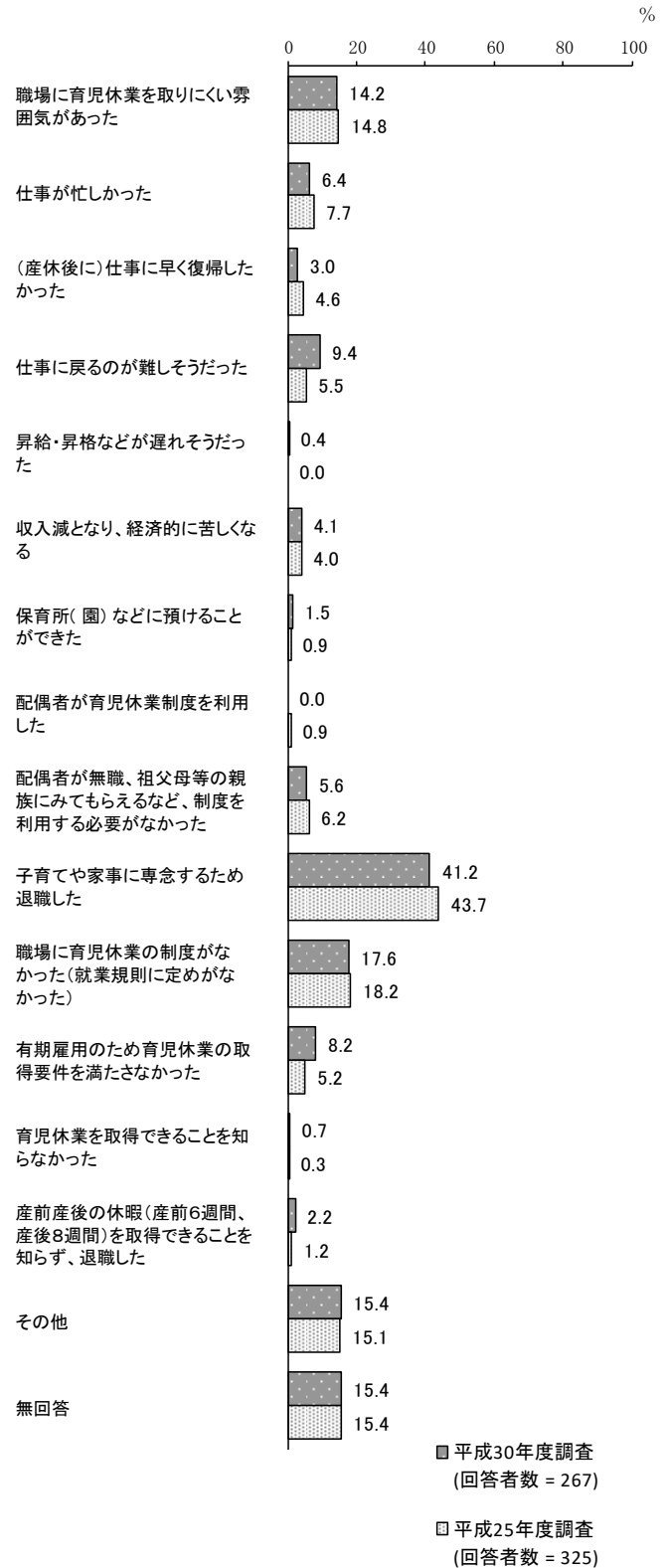


平成25年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加し、「働いていなかった」の割合が減少しています。

イ 取得していない理由（複数回答可）

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が41.2%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が17.6%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が14.2%となっており、育児休業制度の利用しづらさなど子育てをしながら働き続けられる環境が整っていない様子が見えます。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

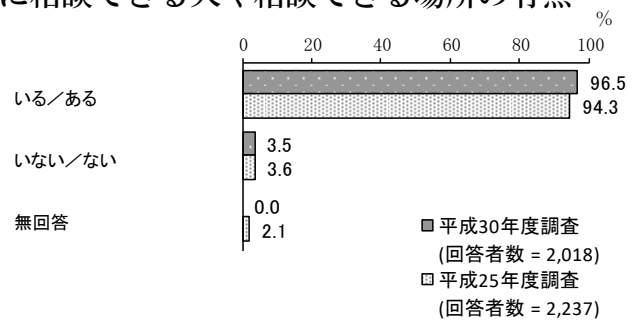


(8) 相談の状況について

ア 就学前児童の子育てについて、気軽に相談できる人や相談できる場所の有無

「いる／ある」の割合が96.5%、「いない／ない」の割合が3.5%となっています。

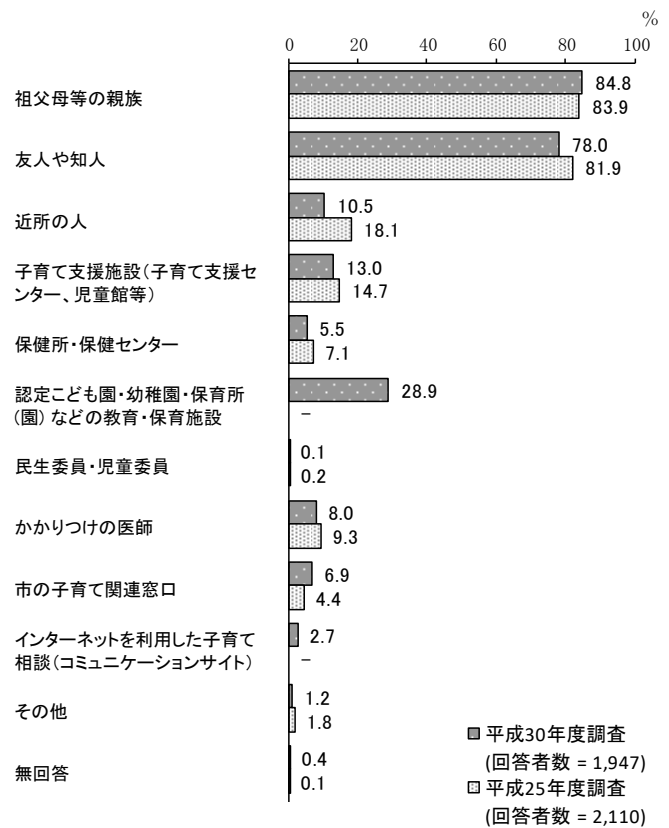
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



イ 就学前児童の子育てに関する相談先（複数回答可）

「祖父母等の親族」の割合が84.8%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が78.0%、「認定こども園・幼稚園・保育所(園)などの教育・保育施設」の割合が28.9%となっています。

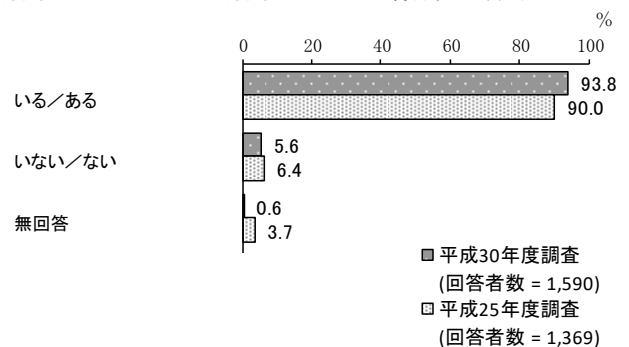
平成25年度調査と比較すると、「近所の人」の割合が減少しています。



ウ 就学児童の子育てについて、気軽に相談できる人や相談できる場所の有無

「いる／ある」の割合が93.8%、「いない／ない」の割合が5.6%となっています。

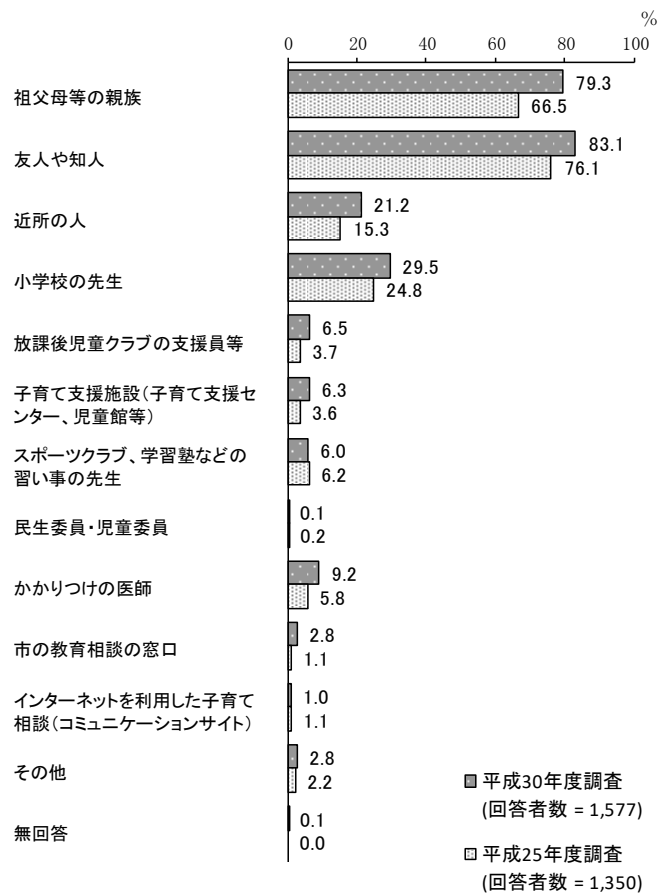
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



エ 就学児童の子育てに関する相談先（複数回答可）

「友人や知人」の割合が83.1%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が79.3%、「小学校の先生」の割合が29.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「祖父母等の親族」「友人や知人」「近所の人」の割合が増加している一方、子育て支援施設や市の教育相談の窓口は微増となっており、相談機関についての周知が必要です。

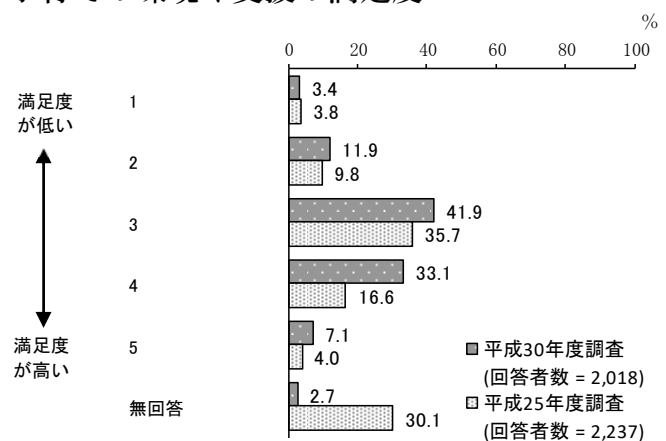


(9) 子育て全般について

ア 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が41.9%と最も高く、次いで「4」の割合が33.1%、「2」の割合が11.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「3」「4」の割合が増加しており、全体的な満足度は上がっていることがうかがえます。



3 「第1期袋井市子ども・子育て支援事業計画」の評価

第1期計画の評価をみると、全体で評価Aの割合が86.6%、Bの割合が11.9%、Cの割合が1.5%となっています。

C評価の事業については、「保育の受入児童数の拡充」となっており、保育ニーズの的確な把握と保育所等の待機児童が多い0～2歳児の定員拡大に向けた取組が必要です。

基本方針	基本施策	評価実施 主要 事業数	評価		
			A	B	C
1 地域における子育てへの支援	(1) 多様な子育て支援サービス環境の整備	11	9 81.8%	2 18.2%	0 0.0%
	(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	4	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
	(3) 母と子どもの健康の確保	10	10 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
	(4) 子育ての悩みや不安への支援	4	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
	(5) 要保護児童への支援	5	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
	計	34	32 94.1%	2 5.9%	0 0.0%
2 子どもにとって良質な教育・保育の提供	(1) 就学前教育・保育の体制確保	4	3 75.0%	0 0.0%	1 25.0%
	(2) 保・幼・小の連携	1	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
	計	5	4 80.0%	0 0.0%	1 20.0%
3 すべての子どもの育ちを支える環境の整備	(1) 配慮が必要な子どもへの支援	10	9 90.0%	1 10.0%	0 0.0%
	(2) 地域における子どもの居場所づくりの推進	7	6 85.7%	1 14.3%	0 0.0%
	計	17	15 88.2%	2 11.8%	0 0.0%
4 仕事と子育ての両立の推進	(1) 安心して妊娠・出産し子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備	9	5 55.6%	4 44.4%	0 0.0%
	(2) 家庭や職場などでの男女共同参画意識の醸成	2	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
	計	11	7 63.6%	4 36.4%	0 0.0%
合計		67	58 86.6%	8 11.9%	1 1.5%

A：計画値を達成し、順調に推移している。毎年何らかの取組を行った。

B：計画値を達成していないが、概ね順調に推移している。毎年ではないが取組を行った。事業の一部について取組を行った。

C：計画値を達成しておらず、順調でない。未実施、事業廃止など

※再掲事業の評価含む。

4 袋井市の子ども・子育て支援の課題

第2期計画策定にあたり、統計データやニーズ調査結果を踏まえながら、第1期計画の基本方針ごとに課題を整理しました。

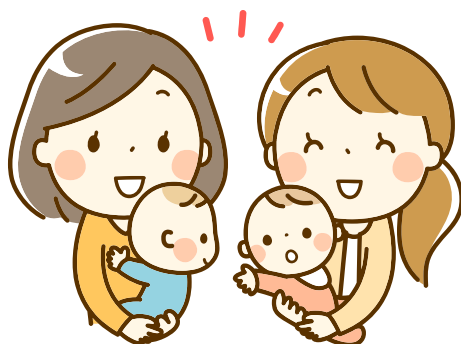
(1) 地域における子育てへの支援・・・・・・・・

国においては、ひとり親家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。平成28年度の国民生活基礎調査によれば、子育て中の一般世帯に比べ、母子世帯は平均年収が約3分の1となっており、経済的困窮が顕著となっています。

本市では、ひとり親家庭（母子世帯）は平成27年で403世帯となっており、支援が必要な家庭を適切なサービスや支援に結びつけることが必要です。

また、ニーズ調査では、子育てに関して、気軽に相談できる人や場所がない保護者が一定数あることから、保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないよう、保健センター、教育・保育施設、子育て世代包括支援センター、子育て支援拠点施設などにおける、身近で気軽に相談できる体制の充実とより一層の周知が必要です。

妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを産み育てるために、個々の相談に応じた切れ目のない支援を行うことが重要です。



(2) 子どもにとって良質な教育・保育の提供・・・・・・・・

国においては、「子育て安心プラン」において、令和2年度末までに待機児童の解消を目指しています。本市においては、平成31年4月1日現在で待機児童は58人となっており、その対策が急務となっています。

ニーズ調査から、保護者の就労意向をみると、母親のパートタイム等からフルタイムへの転換希望や就労希望がみられ、潜在的な保育ニーズがうかがえます。また、利用したい教育・保育サービスとして、「認可保育所」が45.9%、「幼稚園の預かり保育、延長預かり保育」が40.8%となっており、平成25年度調査と比較すると、それぞれ12.7ポイント、5.5ポイント増加しています。

教育・保育事業を利用している理由としては、「子どもの教育や発達、集団生活に慣れるため」の割合が高くなっており、教育・保育事業の質の面についても、保護者ニーズが高いことがうかがえます。

子どもの人口は、今後も減少していくと予測しておりますが、保護者の就労状況の変化等により保育ニーズは増加している状況です。今後もこの傾向は続く見込まれるため、教育・保育ニーズに応じた適切な提供体制を確保するとともに、保護者が安心して子どもを預けることができるよう、保育士等の人材確保はもとより、スキル及び専門性を高め、保育の質の向上を図ることが重要です。

本市では、「幼小中一貫教育」を推進し、“夢を抱き、たくましく次の一歩を踏み出す15歳”の姿を目指しており、小中一貫教育と合わせて、幼児教育との円滑な接続も図っていることから、市内の保育所や幼稚園、認定こども園において、公立私立にかかわらず、すべての園に取組内容を浸透させ、推進体制を整える必要があります。

(3) すべての子どもの育ちを支える環境の整備・・・・・・・・

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加しています。本市においては、年少人口、生産年齢人口が年々減少していく中、子育て世帯を地域とつなぎ、子育て支援をしていくことが重要です。

このため、家庭や地域が支え合う子育てしやすいまちづくりを目指し、地域での助け合いの機運や機会を創出しながら、子育て支援サービスの充実を図ることが必要です。

また、近年、放課後児童クラブのニーズが高まっており、ニーズ調査では、小学校就学後の放課後の過ごし方について、低学年においては、放課後児童クラブで過ごさせたいと回答した割合が4割を超え、高学年においては放課後児童クラブの希望は約3割となり、前回調査と比べ低学年の利用ニーズが高くなっています。加えて、放課後子ども教室で過ごさせたいと回答した割合も1割程度となっており、子どもを安全・安心に過ごさせる場として一定のニーズがうかがえます。

放課後の居場所に関するニーズはさらに高まることが予測される中、地域の人材や地域資源を活用した子どもの居場所づくりが求められます。また、子どもの成長を支えるために、遊びや学びを通じて、心身ともにすこやかに育ち、将来に必要な力を培う環境づくりを進めていくことが重要です。



(4) 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立について、全国的に女性の育児休業取得は、制度の定着が図られているものの、男性の取得率は依然低いままであることが指摘されています。

ニーズ調査では、保護者の育児休業の取得状況について、「取得した（取得中である）」の割合が母親で 44.8%（働いていた人のうち、育児休業を取得した割合は 77.2%）となっており、平成 25 年度調査と比較すると増加しています。一方で、父親では、「取得した」の割合が 14.7%（働いていた人のうち、育児休業を取得した割合は 14.8%）となっており、その多くが取得できていない状況です。

父親が育児休業を取得していない理由は、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が 34.0%、次いで「仕事が忙しかった」が 29.1%、「配偶者が育児休業制度を利用した」が 26.9% となっています。

また、母親の育児休業の取得は進んでいるものの、希望する保育所に入所させるために、早期に職場復帰している現状があります。

今後は、待機児童対策として、保育所や認定こども園などを整備するとともに、保護者のニーズに対応した多様な子育て支援サービスを充実させ、社会全体で、男女ともに育児休業制度を利用しやすい気運の醸成を図ることが必要です。

さらには、各事業所においても、雇用主による勤務条件などの改善やワーク・ライフ・バランスへの配慮により、子育てをしながら働き続けられる環境づくりに努めることが求められます。



第3章 計画の基本的な考え方

みんなで支え合い、 子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれるまち ～子育てするなら ふくろいで～

子どもは、社会の希望であり、未来を担うかけがえのない存在です。

子どものすこやかな成長は、親や家族をはじめ、すべての市民に共通する願いでもあります。

家庭での子育てを基本としながら、地域や企業など、子どもと子育て家庭を取り巻く社会全体が子育てについて理解を深め、かつ、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、子育てを通じて、親として成長できるよう、社会全体で子育て家庭を支え、応援していくことが大切です。

子どもがすこやかに成長し、いきいきとした笑顔を咲かせるため、また、保護者が子育てを楽しみ、喜びを感じられるよう、当事者家族をはじめ、市民や各種関係団体、事業所など地域社会全体で支え合い、「子育てするならふくろいで」と思われるまちを目指し、本計画を推進していきます。



2 基本的な視点

本計画においては、以下の4つの基本的な視点に基づき、計画を推進します。

(1) 子どもの育ちの視点・・・・・・・・

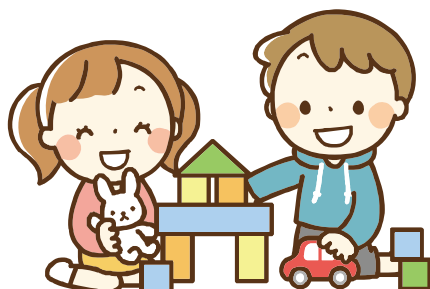
子どもは、社会の希望、未来をつくる力であり、家族の愛情のもとに養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

そのため、子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮するとともに、常に子どもの声に耳を傾け、子どもの心に寄り添いながら支援を行います。また、それぞれの子どもが自分の考えなどを自由に表現したり、様々な活動に参加したりするなど、子どもが主体的に活動できるような仕組みづくりに努めます。

(2) 親としての育ちの視点・・・・・・・・

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることにより、保護者がゆとりと自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、子どものすこやかな成長を実現することにあります。

そのために、親としての自覚と子育ての責任感を高め、親と子の信頼関係に基づいた心豊かな愛情あふれる子育て、喜びや幸せを感じられる子育てが次代に継承されるよう、子育てに対する親の考え方やニーズを尊重しつつ親自身の子育て力を高めます。



(3) 家族のつながりを深める視点・・・・・・・・

子育てとは、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、家族に大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。

これがより実感されるためには、家庭で子どもが親や祖父母等とのつながりを深めることが重要であり、そのつながりにより生活にやすらぎや愛情等精神的な豊かさをもたらされ、子どもを育む家族の素晴らしさや価値観を高めていくことにつながります。

また、家族のつながりを深める基本はコミュニケーションであり、家族間のコミュニケーションを活性化させる場や機会づくりを行い、家族が子どもの健康的な心身を育み、豊かな人格を形成することができる子育てを支援します。

(4) 地域での支え合いの視点・・・・・・・・

子どもの成長にとってより良い環境づくりを推進していくためには、行政のみならず、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援への重要性に対する関心や理解を深め、地域社会全体で子どもや子育てを見守り支えることが必要です。

子育て家庭が抱える不安や悩みを軽減し、ゆとりを持って子育てができるように、地域ぐるみで子育て支援を進めます。



3 基本方針

基本理念の実現に向け、以下の3つの基本方針を掲げました。

(1) 子どものすこやかな育ちと保護者の子育てを支援するまち・・・

すべての子どもが心身ともにすこやかに成長するためには、妊娠・出産期を含め、子どもの成長に合わせた継続的かつ適切な子育て支援が必要です。

様々な家庭の状況に応じたニーズに対応できる教育・保育事業等の提供体制の充実を図るとともに、相談体制や情報提供を強化し、子どもの育ちに応じた切れ目のない子育て支援により、子どもがすこやかに成長できる環境づくりに取り組みます。

(2) 地域で人と人がつながり、安心して子育てできるまち・・・

地域のつながりの希薄化に伴い、子育てに対する不安や負担、孤立感を感じる保護者は少なくありません。

気軽に相談できる場の確保や地域における身近な交流の場の充実など、地域全体で子育てを支援していく施策を推進します。

また、障がいのある子どもや外国籍の子ども等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた支援の充実を図ります。

(3) 子育てと仕事が両立できるまち・・・

女性の就業率や共働き世帯の増加、家族構成の変化など、多様化する家庭のニーズに応じた子育てができるよう、教育・保育事業だけでなく、家庭・地域・事業所等の連携と共通理解を図り、働きながら安心して子どもを産み育てることができるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりを推進します。

また、家庭において、父親と母親がともに役割分担しながら、共同で家事・育児等を担うことができるよう、父親の子育て参加の促進、育児休業の活用等、子どもを第一に捉えた働き方、暮らし方ができる意識づくり、環境づくりを推進します。

[基本理念]

[基本的な視点]

[基本方針]

[基本施策]

みんなで支え合い、
子育てするならふくろいで、
子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれるまち

・子どもの育ちの視点
・親としての育ちの視点
・家族のつながりを深める視点
・地域での支え合いの視点

1 子どものすこやかな育ちと保護者の子育てを支援するまち

- (1) 母と子どもの健康の確保と増進
- (2) 子どもの育ちに応じた切れ目のない支援の充実
- (3) 就学前教育・保育施設の拡充
- (4) 就学前教育・保育における体制の確保と質の向上
- (5) 保育所・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校の連携

2 地域で人と人がつながり、安心して子育てできるまち

- (1) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実
- (2) 配慮が必要な子ども・家庭への支援
- (3) 外国人家庭への子育て支援
- (4) 児童虐待防止対策の充実
- (5) 子どもの貧困対策の推進
- (6) 地域における子育て支援活動の充実
- (7) 放課後の子どもの居場所づくりの推進

3 子育てと仕事が両立できるまち

- (1) 働き続けられる職場の環境づくり
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進



第4章 施策の展開

基本方針 1 子どものすこやかな育ちと保護者の子育てを支援するまち

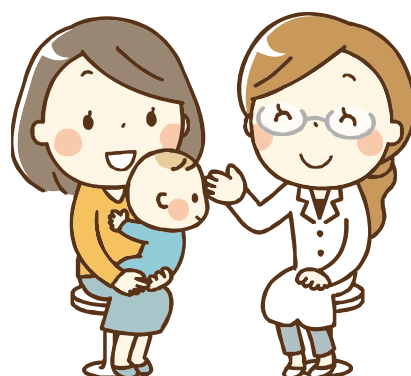
基本施策（1）母と子どもの健康の確保と増進

安全な分娩と健康な子の出産に向け、出産を控えた妊婦を対象に健康診査や保健指導を実施するとともに、妊婦とその夫を対象に、出産や育児に向けての心構えを自覚していただき、夫婦で協力して子育てができるよう学習の場を提供します。

また、子どもと母親の健康を確保するため、乳幼児健康診査をはじめ、相談事業や講座を実施するとともに、乳児のいる家庭を全戸訪問し、子どもの健康状態を把握し、育児支援体制を充実します。

主要事業・取組	事業・取組内容
親子（母子）健康手帳の交付 【健康づくり課】	親子（母子）健康手帳を交付します。 ・妊娠中の状況把握や妊婦指導、育児相談等の実施 ・母子の健康状態の記録や親子（母子）健康手帳の活用促進
妊婦健康診査事業 【健康づくり課】	安全な分娩と健康な子の出産のため、医療保険が適用されない妊婦健康診査の費用を助成し、妊婦の健康管理の向上を図ります。 ・医療機関での健康診査の受診券（基本健診14回分、附属検査7回分）を交付
妊婦保健指導の実施 【健康づくり課】	出産に不安を持つ妊婦や、健康面で指導の必要がある妊婦に対して保健指導を実施し、安心して出産ができるよう支援します。 ・妊婦保健指導の充実
マタニティスクールの実施 【健康づくり課】	妊婦と夫を対象に、妊娠・出産・育児に関する知識の普及に努め、夫婦で協力して子育てができるよう支援を行います。 ・マタニティスクールの実施
産婦健康診査事業 産後ケア事業 【健康づくり課】	産婦健康診査・産後ケア事業を受ける人に対し、当該検査等の費用の一部を助成することにより、産婦の母体管理をはじめ、こころの健康状態を把握することで、産後うつ予防及び新生児への虐待予防を図ります。 ・医療機関での産婦健康診査の受診券（2回分）を交付 ・助産院や医療機関で実施する心身のケア及び育児の支援（宿泊型・日帰り1日型・日帰り半日型・訪問型）のサービスの一部費用助成
新生児聴覚スクリーニング検査事業 【健康づくり課】	新生児聴覚スクリーニング検査を受ける児の保護者に対し、当該検査の費用の一部を助成することにより、聴覚障がい早期発見及び早期療育を図ります。
乳児家庭全戸訪問事業 【健康づくり課】	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。 ・生後4か月までの乳児がいるすべての家庭の訪問
乳幼児健康診査、健康相談の実施 【健康づくり課】	乳幼児の健康診査と相談を実施します。 ・4か月・10か月・1歳6か月・3歳で健康診査を実施 ・7か月・2歳・2歳6か月で健康相談を実施 ・健康診査・相談等でフォローが必要になった乳幼児への継続的な支援

主要事業・取組	事業・取組内容
予防接種事業の周知と勧奨 【健康づくり課】	定期予防接種（ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ、BCG、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、子宮頸がん予防の予防接種）等に関する正しい知識の普及と予防接種の勧奨に努めます。 ・ 予防接種事業の周知と勧奨
幼児歯科保健事業の充実 【健康づくり課】	幼児の歯の健康を充実します。 ・ 幼児健康診査・相談におけるフッ化物塗布の推進 ・ 保育所・幼稚園児等を対象にフッ化物洗口の推進
小児生活習慣病予防対策事業の実施 【健康づくり課】 【学校教育課】	小学5年生、中学2年生に対して、栄養教諭・学校栄養職員・保健師・管理栄養士等による「生活習慣病予防講座」を実施します。 ・ 学校等での健康学習講座の充実
不妊治療費等の助成 【健康づくり課】	不妊治療等の実施に係る経済的負担を軽減するため、不妊治療等に要する費用の一部の助成を行います。 ・ 一般不妊治療（人工授精、不育症）費助成 ・ 特定不妊治療（体外受精・顕微授精、男性不妊）費助成
未熟児養育医療給付事業 【健康づくり課】	身体の発育が未熟なまま出生し、指定医療機関の医師が入院療養を必要と認めた乳児に対し、乳児の健康管理と健全な育成を図ることを目的に、医療給付を行います。 ・ 入院療養費の給付
養育支援訪問事業 【しあわせ推進課】	乳幼児や児童の養育について支援が必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師、看護師、ホームヘルパー等が家庭訪問して指導助言を行うことで、虐待の発生予防に努めます。 ・ 保健師やホームヘルパー等による家庭訪問の充実
児童入所施設への入所措置 【しあわせ推進課】	経済的な状況等により出産費用の負担が困難なため、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入院させ、出産に係る費用の助成を行います。 ・ 助産施設への入所措置 経済的な状況やDV等により児童の養育が十分に行うことのできない母子を入所させ、自立の促進など生活を支援するための費用の助成を行います。 ・ 母子生活支援施設への入所措置
子育て家庭への手当の支給、医療費の助成 【しあわせ推進課】	子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもが育てられる環境が整えられるよう、子育て世帯に対し手当の支給、医療費の助成を行います。 ・ 児童手当の支給 ・ 子ども医療費助成



基本施策（２）子どもの育ちに応じた切れ目のない支援の充実

本市では、平成28年度に子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたる相談機能の充実を図るとともに、関係機関と連携した細やかな支援を行っています。引き続き、子育て世代包括支援センターを核としながら、親子（母子）健康手帳の交付、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、各種乳幼児健康診査等、様々な機会を通じて相談に応じるなど、相談体制の強化を図るとともに、子ども支援室「ぬっく」、幼稚園、保育所、認定こども園、学校等、関係機関との連携を図り、子どもの育ちに応じた切れ目のない支援の充実を図ります。

主要事業・取組	事業・取組内容
相談体制の充実 【健康づくり課】 【しあわせ推進課】 【すこやか子ども課】 【育ちの森】 【学校教育課】	多様な相談機会の提供に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センター（母子保健型）での相談の実施 ・家庭児童相談員による相談の実施 ・幼稚園、保育所等における子育て相談の実施 ・子育て支援センターでの相談の実施 ・子育てに関する専門的知識を持った保育士・保健師・栄養士等による育児相談の実施 ・子ども支援トータルサポート事業の実施 ・保育コンシェルジュによる情報提供の充実 ・スクールカウンセラーによる相談の実施 ・ホームページによる相談窓口の情報提供
【再掲】養育支援訪問事業 【しあわせ推進課】	乳幼児や児童の養育について支援が必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師、看護師、ホームヘルパー等が家庭訪問して指導助言を行うことで、虐待の発生予防に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・保健師やホームヘルパー等による家庭訪問の充実

基本施策（3）就学前教育・保育施設の拡充

子育てと仕事の両立を支援するため、保育所等の新設支援や小規模保育事業の推進などにより、保育サービスを充足させ、待機児童の解消を図ります。

主要事業・取組	事業・取組内容
保育の受入児童数の拡充 【すこやか子ども課】	保育の受入枠を計画的に拡大し、待機児童ゼロを目指します。 ・認可保育所等の新設支援 ・既存認可保育所等の定員増 ・認証保育所の認可保育施設への移行 ・小規模保育施設の新設支援
幼保一元化の推進 【すこやか子ども課】	老朽化による幼稚園、保育所の建て替え等に合わせて、認定こども園化の可能性や効果を検証し、実効性が認められる施設について、保護者のニーズに沿った施設整備を行います。 ・公立幼稚園と公立保育所の統合、認定こども園化 ・公立幼稚園の定員適正化
教育・保育施設に関する情報の提供 【すこやか子ども課】	窓口やホームページ等による幼稚園、保育所等の入所募集状況やお知らせ等の情報提供を充実します。 ・保育コンシェルジュによる情報提供の充実 ・市ホームページや子育て応援ナビ「フッピーのぼっけ」の活用 ・保育施設の空き状況に係る情報提供
多様な主体の参画を促進するための事業 【すこやか子ども課】	特定教育・保育施設等への多様な事業者の新規参入時の支援や私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制の支援について、必要に応じて支援を行います。 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業



基本施策（４）就学前教育・保育における体制の確保と質の向上

様々な就労形態に対応できるよう、利用者の立場に立った多様な保育サービスの充実に努めるとともに、そのニーズに対応できる保育士等の人材の確保と保育の質の向上を目指します。

主要事業・取組	事業・取組内容
認可保育所等における一時預かり事業 【すこやか子ども課】	保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実に図ります。 ・認可保育所等における一時保育の実施
保育所等における時間外保育事業（延長保育事業） 【すこやか子ども課】	保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実に図ります。 ・認可保育所等における延長保育の実施
幼稚園等における預かり保育事業 【すこやか子ども課】	保護者の就労形態や生活形態の多様化に対応した保育サービスの充実に図ります。 ・公立幼稚園の延長預かり保育実施園の拡充 ・長期休業中の預かり保育の充実 ・私立幼稚園、認定こども園における一時預かり事業の拡充
幼児教育センターの整備 【すこやか子ども課】	幼児教育を開かれたものにしていくとともに、幼児教育の振興のための取組を支援するため、教育委員会事務局内に保育カウンセラー等の専門家を含む幼児教育サポートチームを設置し、関係機関と連携を図り、幼児教育・保育施設や家庭等を支援する体制を整備します。
教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保 【すこやか子ども課】	保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの活用を推進していきます。
幼稚園・保育所・認定こども園における保育サービスの充実 【すこやか子ども課】 【育ちの森】	「縦の接続（幼稚園・保育所・認定こども園・小・中学校との連携）」、「横の連携（家庭・地域・関係機関との連携）」を強化し、幼児の発達支援や安全環境づくりの充実に図ります。 ・小学校教育への円滑な接続のための幼稚園・保育所・認定こども園・小・中学校の連携、交流の推進 ・要保護児、要支援児に対する園内・園外支援体制の充実 ・家庭・地域・関係機関と連携した危機管理体制の充実
幼稚園・保育所・認定こども園における「自立力」「社会力」を育む教育・保育の推進 【すこやか子ども課】	幼児期の学び（学びの芽生え）を、小学校の学び（自覚的な学び）につなげるため、幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿をもとに、生活習慣の定着・学びに向かう力・思考・表現の基礎となる力など、育てたい力を明確にした教育・保育を推進します。 ・就学前教育カリキュラムの実施 ・幼小接続カリキュラムの実施
幼稚園・保育所・認定こども園における給食の充実 【おいしい給食課】 【すこやか子ども課】	栄養摂取基準に基づく給食の提供と食育の充実、食物アレルギー対応に取り組みます。

基本施策（５）保育所・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校の連携

幼小中一貫教育を推進するため、公立私立に関わらず市内の幼稚園、保育所及び認定こども園において、遊びを通して学ぶ教育活動や発達支援の指導方法などについての職員同士の相互理解を深める中で、小学校、中学校への教育活動に接続できるよう連携を図ります。

主要事業・取組	事業・取組内容
<p>幼小中一貫教育の推進</p> <p>【教育企画課】 【すこやか子ども課】 【学校教育課】</p>	<p>現在の教育課題である、学力の向上や不登校・問題行動の減少などを改善するため、また、中学校卒業までに、自立した人間として主体的に行動する「自立力」と多様な人と協働しながら新たな価値を創造する「社会力」を兼ね備えた15歳を育成するための取組です。幼稚園や保育所等、小学校、中学校が、目指す子ども像を共有し、12年間の教育プログラムを策定して系統的かつ効果的な教育を実施します。</p> <p>本市では、4つの中学校区ごとに一貫教育を行います。このまとまりを「学園」と呼び、それぞれの学園名を掲げ、地域の特性を生かしながら教育の充実を図ります。</p>
<p>就学前教育及び幼小接続の充実</p> <p>【教育企画課】 【すこやか子ども課】 【学校教育課】</p>	<p>小・中学校における学びや、その後の人生における様々な活動をより充実したものとするため、幼児期から小学校入学後5月までの間に、特に「生活習慣」、「学びに向かう力」、「思考・表現の基礎となる力」の育成を目指すとともに、小1プロブレムの解消を図るための取組です。就学前教育・幼小接続プログラム(就学前教育カリキュラム、幼小接続カリキュラム)に基づき、学園(中学校区)ごとに、私立の幼稚園・保育所等とも連携を強化しながら教育の充実を図ります。</p>
<p>【再掲】幼稚園・保育所・認定こども園における保育サービスの充実</p> <p>【すこやか子ども課】 【育ちの森】</p>	<p>「縦の接続(幼稚園・保育所・認定こども園・小・中学校との連携)」、「横の連携(家庭・地域・関係機関との連携)」を強化し、幼児の発達支援や安全環境づくりの充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校教育への円滑な接続のための幼稚園・保育所・認定こども園・小・中学校の連携、交流の推進 ・要保護児、要支援児に対する園内・園外支援体制の充実 ・家庭・地域・関係機関と連携した危機管理体制の充実
<p>【再掲】幼稚園・保育所・認定こども園における「自立力」「社会力」を育む教育・保育の推進</p> <p>【すこやか子ども課】</p>	<p>幼児期の学び(学びの芽生え)を、小学校の学び(自覚的な学び)につなげるため、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿をもとに、生活習慣の定着・学びに向かう力・思考・表現の基礎となる力など、育てたい力を明確にした教育・保育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育カリキュラムの実施 ・幼小接続カリキュラムの実施

基本方針 2 地域で人と人がつながり、安心して子育てできるまち

基本施策（1）子育てに関する情報提供と相談体制の充実

子育て支援サービスに関する情報を必要としている保護者等に的確かつ適時に届くよう、保育コンシェルジュの配置やインターネット等による情報提供を行うとともに、保護者の育児不安等に対応する多様な相談体制を充実します。

また、近年では晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある人が親の介護も同時に担う「ダブルケア」等、複合的な支援を必要とする課題が発生しており、高齢者支援、障がい児支援等を含めた関係各課・関係機関との連携の強化を図り、支援を行います。

主要事業・取組	事業・取組内容
子育て総合情報の提供 【すこやか子ども課】	各種保育サービスや標準的な予防接種スケジュールの入力・管理のほか、保健・医療・食育など、子育てに関する総合的な情報を発信します。 ・子育て応援ナビ「フッピーのぽっけ」の充実 ・保育コンシェルジュによる情報提供の充実
家庭教育力の向上 【すこやか子ども課】 【育ちの森】 【学校教育課】	子育てやしつけなどの家庭教育のあり方を見直し、子どもの発達段階に応じた子育てと親としての育ちについて学ぶ機会や情報を提供することにより、家庭の持つ教育力を高めます。 ・就学時健診や入学説明会時により良い生活習慣を身につける指導を実施 ・親スキルアップ講座の開催 ・子ども理解講座の開催
相談体制の充実 【健康づくり課】 【しあわせ推進課】 【すこやか子ども課】 【育ちの森】 【学校教育課】 【地域包括ケア推進課】 【市民課】	多様な相談機会の提供に努めます。 ・子育て世代包括支援センター（母子保健型）での相談の実施 ・家庭児童相談員による相談の実施 ・幼稚園、保育所等における子育て相談の実施 ・子育て支援センターでの相談の実施 ・子育てに関する専門的知識を持った保育士・保健師・栄養士等による育児相談の実施 ・子ども支援トータルサポート事業の実施 ・保育コンシェルジュによる情報提供の充実 ・スクールカウンセラーによる相談の実施 ・ホームページによる相談窓口の情報提供 ・総合健康センターの「総合相談窓口」による相談の実施 ・介護保険に関する相談の受付

基本施策（２）配慮が必要な子ども・家庭への支援

障がいの早期発見・早期療育を推進し、子育てにおける家族の不安や悩み等に対する相談・支援体制の充実を図るとともに、高い専門的知識や技能を有する人材を育成し、日常生活に対する支援を充実します。

また、ひとり親家庭における子どもの健全な育成を図るため、自立と就業に向けた支援の充実に努めます。

主要事業・取組	事業・取組内容
早期療育システムの推進 【しあわせ推進課】 【すこやか子ども課】 【育ちの森】	障がいを早期に発見し、適切な療育と発達支援を行います。 ・療育支援ネットワーク連絡会では、福祉、医療、保健、教育等の専門機関の委員による市内幼稚園及び保育所等における対応困難な事例への助言、意見交換等、課題解決につながるネットワークづくり ・就学前児童の日常生活における基本動作や、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援施設「子ども早期療育支援センター」の充実
子ども支援トータルサポートの充実 【育ちの森】 【学校教育課】 【すこやか子ども課】	0～18歳の子ども及びその保護者を対象とした総合的・系統的な相談支援事業を、教育、保健、福祉、医療等の関係機関と連携し行います。 ・配慮が必要な子どもに関する相談支援の充実 ・配慮が必要な子どもに関する理解を深めるための研修等の実施 ・子どもの成長や発達に関する様々な相談に対応するため、相談員（心理士等）の増員等、相談支援体制の充実
「どんぐり教室（一次療育教室）」「わんぱく教室」の実施 【健康づくり課】	幼児健康診査等において、言葉や心身の発達に遅れがみられた就園前の幼児や、親の関わりに支援が必要と思われる親子に対して、自由遊びや親子遊びを盛り込んだ継続的なフォローの場を設けます。 ・「どんぐり教室」「わんぱく教室」の実施と内容の充実
幼稚園・保育所・認定こども園への障がい児対応保育士・幼稚園教諭の配置 【すこやか子ども課】	幼稚園・保育所・認定こども園において、障がいの状態や程度に応じた適切な指導の実施に努めます。 ・障がいのある子どもに対応する保育士・幼稚園教諭・保育教諭の配置や補助の実施 ・民間保育所等への障害児保育事業費補助金の交付
障がい福祉サービスの推進 【しあわせ推進課】	保護者の疾病等により家庭での介護が一時的に困難となった障がいのある子どもへのサービスを提供します。 ・施設等に短期間入所するショートステイや日常生活を支援するデイサービス、ホームヘルプサービス等の福祉サービスの利用促進
医療的ケア児への支援 【しあわせ推進課】 【すこやか子ども課】	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るため、中東遠圏域自立支援協議会の重心部会を協議の場として位置づけ、医療的ケア児への支援を図ります。
特別支援の充実 【学校教育課】	発達障がいと思われる小学生児童に対する適切な指導を充実します。 ・小学校の特別支援学級等における支援員の増員 ・専門医、カウンセラー、特別支援教育コーディネーター等による「専門家チーム会議」の内容充実

主要事業・取組	事業・取組内容
障がい児放課後児童クラブへの受け入れ 【しあわせ推進課】	重度の障がいのある18歳までの子どもを対象に、放課後の集団遊びや体験を通して豊かな時間を過ごし、社会性を身につけることを目的に障がい児放課後児童クラブへ受け入れます。 ・「そよかぜ」「つばめの家」「はるかぜ」への受け入れの実施
放課後児童クラブへの障がいのある子どもの受け入れ 【すこやか子ども課】	保護者が昼間就労等により家庭にいない小学生のうち、軽度の障がいのある子どもの放課後などにおける居場所を確保し、健全な育成を図ります。 ・軽度の障がいのある子どもの受け入れの実施 ・配慮が必要な子どもへの支援に関する支援員向けの研修会の実施
発達障がいについての研修の実施 【すこやか子ども課】 【育ちの森】 【学校教育課】	自閉症、学習障がい(LD)・注意欠陥/多動性障がい(ADHD)・高機能自閉症等に対する保育士・教職員等の資質向上を図るとともに、特別支援教育の実施に向けた環境づくりを進めます。 ・幼稚園、保育所、認定こども園、学校で指導及び支援方法に関する研修を実施
特別児童扶養手当の支給 【しあわせ推進課】	精神または身体に障がいのある児童を監護している人に対して、手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ります。
障害児福祉手当の支給 【しあわせ推進課】	重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、児童の福祉の向上を図ります。
特別支援教育就学奨励事業 【教育企画課】	特別支援学級に在籍する児童生徒の就学に要する所要の経費(学用品・通学用品購入費、学校給食費等)を支給し、保護者の経済的負担の軽減を行います。
【再掲】未熟児養育医療給付事業 【健康づくり課】	身体の発育が未熟なまま出生し、指定医療機関の医師が入院療養を必要と認めた乳児に対し、乳児の健康管理と健全な育成を図ることを目的に、医療給付を行います。 ・入院療養費の給付
児童扶養手当の支給等 【しあわせ推進課】	母子家庭等に対する経済的負担の軽減を図ります。 ・児童扶養手当の支給 ・母子家庭等医療費助成 ・母子及び寡婦福祉資金の貸付
ひとり親家庭への日常生活支援事業 【しあわせ推進課】	ファミリー・サポート・センター事業と連携し、母子・父子家庭の親等が就労や疾病により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に支援します。 ・家庭生活支援員を派遣する母子家庭等日常生活支援事業の推進
ひとり親の就業の促進 【しあわせ推進課】 【すこやか子ども課】	母子家庭の母親、父子家庭の父親に対する就業力の向上や就職に有利な資格の取得を奨励し、自立を促します。 ・母子家庭等自立支援給付事業の実施 ・ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターによる情報提供 ・母子家庭等における未就学児の保育所等入所についての優先利用

基本施策（3）外国人家庭への子育て支援

外国人の子どもの生活習慣の違いや言葉の壁、またその保護者の不安などへの早期対応を図ることにより、日本人の子どもとの共生、日本の教育・保育への適応を図ります。

主要事業・取組	事業・取組内容
外国人園児支援事業 【すこやか子ども課】	公立幼稚園等の入園願が提出された外国人園児を対象に、入園に備えた個別支援や集団生活の体験を実施します。また、外国人在園児を対象に、週一回外国人通訳と教員が個別に必要なことを教えたり支援したりします。 <ul style="list-style-type: none">・早期支援の実施・取り出し保育の実施
外国人児童生徒支援事業 【学校教育課】	新たに市内小中学校に編入学することになった日本の小中学校への就学経験のない児童生徒のうち、学校生活への適応に時間を要すると思われる児童生徒に対し、日本語や生活習慣、文化など基礎的な力を養うための支援を少人数体制の下で行い、学校生活への円滑な適応を図ります。 <ul style="list-style-type: none">・初期支援の実施・入学ガイダンスの実施・進路相談会の実施



基本施策（４）児童虐待防止対策の充実

すべての子どもの健全な心身の育成を図り、児童虐待がないまちを実現するため、発生予防から早期発見、早期対応、保護・支援、アフターケアに至るまで一連の総合的な支援体制の充実を図ります。

主要事業・取組	事業・取組内容
児童虐待を防止するネットワークづくり 【しあわせ推進課】	児童虐待を防止するネットワークについて、福祉・医療・保健・教育等の関係者に加え、警察、市民代表、人権団体等から幅広い参加を得て、システム全体の検討や活動のあり方から情報交換に加え、個々のケースの解決につながる実効ある取組ができるよう組織の充実を図ります。 ・要保護児童対策地域協議会の充実
虐待を受けた子どもの見守り 【しあわせ推進課】	虐待を受け、児童相談所による一時保護の対象となった児童について、児童相談所と連携し、児童に対する支援を行います。 ・要保護児童対策地域協議会の充実
虐待予防教室の実施 【健康づくり課】	育児不安感や孤立感が強い保護者等を対象に、親支援プログラムを活用した教室を開催し、親同士の仲間づくりと学びあいによる育児支援に努めます。 ・「ベビープログラム」の実施
【再掲】産婦健康診査事業、産後ケア事業 【健康づくり課】	産婦健康診査・産後ケア事業を受ける人に対し、当該検査等の費用の一部を助成することにより、産婦の母体管理をはじめ、こころの健康状態を把握することで、産後うつ予防及び新生児への虐待予防を図ります。 ・医療機関での産婦健康診査の受診券（２回分）を交付 ・助産院や医療機関で実施する心身のケア及び育児の支援（宿泊型・日帰り１日型・日帰り半日型・訪問型）のサービスの一部費用助成
【再掲】養育支援訪問事業 【しあわせ推進課】	乳幼児や児童の養育について支援が必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師、看護師、ホームヘルパー等が家庭訪問して指導助言を行うことで、虐待の発生予防に努めます。 ・保健師やホームヘルパー等による家庭訪問の充実
相談体制の充実 【しあわせ推進課】	母親などの育児不安や虐待等の問題に早期に対応するため、相談体制を整えます。 ・子育てに関する専門的知識を持った保育士・保健師・栄養士等による育児相談の実施 ・家庭児童相談室以外での相談の実施等、日常的な相談機能の充実 ・主任児童委員や民生委員・児童委員による関与等、地域における相談や支援体制の充実

基本施策（５）子どもの貧困対策の推進

貧困の連鎖を断ち切るため、関係機関と連携・協力し、子どもへの直接的な支援はもとより、子どもの貧困が親の貧困問題と密接に関係していることを認識し、就労支援などにより親の自立支援に取り組みます。

【教育の支援】

家庭環境等に左右されず、子どもの学力が保障されるよう、学習機会の提供を行います。

主要事業・取組	事業・取組内容
学習支援事業 【しあわせ推進課】	生活保護世帯及び低所得世帯の子どもに学習の場を提供し、学習支援や教育相談を行うことにより、高校等への進学を促進し、子どもの自立促進を図り、貧困の連鎖を防ぎます。
就学援助事業 【教育企画課】	経済的理由により就学困難な児童生徒に対し、必要な経費の一部を支給します。 ・学用品費、学校給食費などの助成

【生活の支援】

世帯が地域社会から孤立することにより、その世帯の子どもが一層困難な状況に陥ることのないよう、相談支援体制を確保します。

主要事業・取組	事業・取組内容
相談体制の充実 【しあわせ推進課】 【健康づくり課】	主任児童委員や民生委員・児童委員、家庭児童相談員等によるひとり親家庭への相談・支援体制の充実を図ります。 親子（母子）健康手帳の交付、乳幼児家庭全戸訪問、乳幼児健康診査・健康相談等で、支援が必要な人を把握し関係機関につなげるため、相談体制の充実を図ります。
フードバンク事業 【しあわせ推進課】	生活困窮により相談に来庁された人に対し、困窮状況に応じ食料を無償で提供します。
子ども食堂の実施への支援 【しあわせ推進課】	市内で子ども食堂を実施している団体に対し、円滑な運営ができるよう、必要に応じてアドバイス等を行うなど側面的支援を行います。
【再掲】児童入所施設への入所措置 【しあわせ推進課】	経済的な状況等により出産費用の負担が困難なため、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入院させ、出産に係る費用の助成を行います。 ・助産施設への入所措置 経済的な状況やDV等により児童の養育が十分に行うことのできない母子を入所させ、自立の促進など生活を支援するための費用の助成を行います。 ・母子生活支援施設への入所措置

【保護者の就労支援】

世帯の生活安定化のため、保護者の就労支援を行い、生活基盤の安定を図ります。

主要事業・取組	事業・取組内容
生活困窮者の就労支援 【しあわせ推進課】	生活困窮により相談に来庁された人に対し、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度により就労支援を行い、生活の安定を図ります。
【再掲】ひとり親の就業の促進 【しあわせ推進課】 【すこやか子ども課】	母子家庭の母親、父子家庭の父親に対する就業力の向上や就職に有利な資格の取得を奨励し、自立を促します。 <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等自立支援給付事業の実施 ・高等職業訓練促進給付事業の実施 ・ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターによる情報提供 ・母子家庭等における未就学児の保育所等入所についての優先利用

【経済的な支援】

子育てに関する各種手当などの金銭給付・助成を行うことにより、適切な養育環境を確保します。

主要事業・取組	事業・取組内容
生活保護費の支給 【しあわせ推進課】	国が定める最低生活費に収入が不足している生活困窮者に対し、年齢、世帯構成等に応じ、必要な保護費を、本人からの申請に基づき支給します。
【再掲】就学援助事業 【教育企画課】	経済的理由により就学困難な児童生徒に対し、必要な経費の一部を支給します。 <ul style="list-style-type: none"> ・学用品費、学校給食費などの助成
【再掲】児童入所施設への入所措置 【しあわせ推進課】	経済的な状況等により出産費用の負担が困難なため、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入院させ、出産に係る費用の助成を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・助産施設への入所措置 <p>経済的な状況やDV等により児童の養育が十分に行うことのできない母子を入所させ、自立の促進など生活を支援するための費用の助成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設への入所措置
【再掲】児童扶養手当の支給等 【しあわせ推進課】	母子家庭等に対する経済的負担の軽減を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給 ・母子家庭等医療費助成 ・母子及び寡婦福祉資金の貸付
【再掲】子育て家庭への手当の支給、医療費の助成 【しあわせ推進課】	子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもが育てられる環境が整えられるよう、子育て世帯に対し手当の支給、医療費の助成を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当の支給 ・子ども医療費助成
保育所保育料の負担軽減 【すこやか子ども課】	無償化対象外の0～2歳児の家庭に対し、所得に応じた保育料の負担軽減を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所等保育料の軽減措置 ・認証保育所保育料補助金の交付
放課後児童クラブ利用料の負担軽減 【すこやか子ども課】	生活保護世帯、ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、放課後児童クラブ利用料の負担軽減を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ保護者負担金の軽減措置
実費徴収に係る補足給付を行う事業 【すこやか子ども課】	子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する低所得者世帯等の負担軽減のため、副食費を助成します。

基本施策（6）地域における子育て支援活動の充実

すべての子育て世帯が、不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりを持って子育てができるよう、様々な地域の担い手や地域の資源の活用を図りながら、地域における子育て支援活動の充実に努めます。

また、子育て世帯が親子で集まり、相談や情報交換、交流ができる場所や機会の提供に努めるとともに、身近な地域の様々な世代の住民が親子を応援する環境づくりを支援します。

主要事業・取組	事業・取組内容
子育て支援拠点施設の運営（7箇所） 【すこやか子ども課】	子育てに不安や悩みを持つ親に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供及び家庭で子育てをする人への支援を行うことにより、子どもたちがすこやかに育つまちを目指します。 ・中央子育て支援センター、親子交流広場、保育所併設型子育て支援センターの運営
ファミリー・サポート・センター事業（1箇所） 【すこやか子ども課】	就労をはじめとする社会参加と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりのために、「援助を受けたい人」、「応援する人」が会員登録し、お互いに助け合う事業です。高齢者や子育て経験者の参加を得るなど、協力会員の増加に努めると共に、事業の周知と利用拡大を図ります。
一時預かり事業（ショートマ・パ）（1箇所） 【すこやか子ども課】	施設保育の隙間を支える事業として、保護者の就労や傷病等のために一時的に保育が必要な児童に対して、短期的、一時的な預かり保育事業を実施することにより、子育て家庭への支援及び児童の福祉増進を図ります。 ・中央子育て支援センターにおける一時預かり事業
子育て短期支援事業（ショートステイ） 【しあわせ推進課】	保護者が病気などの理由で、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設で養育を行います。
地域子育て支援システムの実施 【すこやか子ども課】	地域の子育てサポーターにより家庭的な雰囲気の中で子育て支援を実施します。 ・子育て広場の実施（あさば子育て広場「チュンチュン」、ふれあい子育て「さんさん広場」） ・子育て広場の拡充
NPO、子育てサークル、ボランティアの育成、支援 【すこやか子ども課】	子育てクラブなど市民の自主的な子育てサークルや子育てNPOの運営を支援します。 ・子育てクラブの活動支援 ・子育てクラブ間の交流ネットワークづくりのための支援

主要事業・取組	事業・取組内容
笠原児童館の運営 【すこやか子ども課】	18歳未満の児童の健全育成を図るため、遊びを通じた健康増進及び情操を豊かにすることを事業目的とするとともに、安全な居場所づくりを行います。
家庭教育学級の実施 (13地区) 【生涯学習課】	感性豊かな子どもを育てる乳幼児期・少年期における親の役割と家庭教育のあり方を学習します。 ・地区まちづくり協議会に委託し、コミュニティセンターで実施
少年学級の実施 (12地区) 【生涯学習課】	郷土の自然や歴史・文化・産業について、体験を通して学ぶことにより、郷土を愛する豊かな感性を持った子どもを育てます。 ・地区まちづくり協議会に委託し、コミュニティセンターで実施
青少年育成事業の充実 【生涯学習課】	多彩な体験学習や異年齢集団における仲間づくりを促進し、地域活動への参加を通じて、広い視野を持った心豊かな子どもの育成に努めます。 ・地域子ども育成事業・子ども自然観察教室・少年地域交流事業

基本施策（7）放課後の子どもの居場所づくりの推進

就労等により保護者が昼間家庭にいない児童が、放課後安全に安心して過ごせる居場所を確保するため、受入体制を整備し、放課後児童クラブにおける待機児童を解消します。

また、異年齢の児童や地域住民との交流を通して、子どもたちの健全育成につなげるため、放課後児童支援員や事業に関わる地域住民（スタッフ）の資質や指導力向上の研修などを行います。

主要事業・取組	事業・取組内容
放課後児童クラブの充実 【すこやか子ども課】	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生が安全に安心して生活できる放課後の居場所を充実します。 ・放課後児童クラブ間の情報交換のための交流ネットワークづくりへの支援（連絡会の定期開催） ・放課後児童クラブの開所時間の延長 ・関係部所との協力・連携体制の構築 ・発達段階に応じた主体的な生活や遊びの支援などクラブの役割の向上 ・利用者へクラブ内での様子や運営状況の周知、地域住民への育成支援の周知 ・放課後子ども教室との連携
放課後児童クラブ施設の整備 【すこやか子ども課】	利用児童数の増加に対応するため、40人を上回るクラブの分割と学校の特別教室又は多目的室や公的施設、民間の教育・保育施設等を活用した施設整備を行います。
放課後児童クラブ支援内容の充実 【すこやか子ども課】	放課後児童支援員等の支援内容の充実を図ります。 ・子どもへの接し方や支援方法を学ぶ研修の実施 ・資質向上研修会の実施
放課後子ども教室の実施 【すこやか子ども課】	放課後における子どもたちの安全で安心な活動拠点となる居場所を確保し、異年齢の子どもたちの交流、地域の大人との交流等の活動を通じ、心豊かなたくましい子どもたちを育むとともに、地域の教育力の活性化を図ります。 ・放課後子ども教室実施校の拡大 ・放課後児童クラブとの一体的又は連携した事業の推進 ・学校の特別教室又は多目的室など多様なスペースの活用など



基本方針 3 子育てと仕事が両立できるまち

基本施策（1）働き続けられる職場の環境づくり

核家族化や共働き世帯が増加する中、地域社会において、子育て世代を雇用する事業者の支援も重要となっています。男女問わず子育てと仕事の両立が図られるよう、当該事業所内、また周辺事業所などと連携した保育施設等の設置や企業価値の向上につながる取組など、働き続けられる職場環境への改善を目指していきます。


主要事業・取組	事業・取組内容
企業主導型保育施設 や事業所内保育施設 の新設推進 【すこやか子ども課】	勤務形態に応じた保育が可能となる企業主導型保育施設や事業所内保育施設の設置に対する相談、助言等を行います。
病児・病後児保育事業 【すこやか子ども課】	児童の健全育成及び保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な状況にある児童を事業実施施設において一時的に保育します。
働く女性への支援 【協働まちづくり課】 【産業政策課】	働く女性がステップアップするためのヒントや活躍するために必要な知識、技法等を身につけることを支援します。 ・働く女性のスキルアップ、キャリアアップにつながる支援講座等の情報提供
再就職への支援 【産業政策課】	出産・育児等により一旦仕事を辞めた女性の再就職を支援します。 ・マザーズハローワークの周知PR
女性活躍推進法に基づく行動計画の推進 【総務課】	袋井市特定事業主行動計画について、計画に沿った実施を行うとともに、市役所が地域を先導する事業所として、時間外勤務の縮減や在宅勤務（テレワーク）の実施など、多様な働き方を推進します。

基本施策（２）ワーク・ライフ・バランスの推進

子育て世代にとっては、「結婚・出産」というライフイベントにあたり、子育てと仕事の両立に不安を抱くことが多いため、その不安を解消し、一人ひとりがその能力や技術を持続して発揮できるよう、産前・産後休暇や育児休業の取得、労働時間の短縮、男女共に子育てと仕事が両立できる勤務条件の改善や働き方改革などを、事業主等に啓発していきます。

また、家庭における家事や育児において、特に父親の積極的な関わりを促進するため、その参画意識の醸成を図ります。

主要事業・取組	事業・取組内容
<p>働き方の見直しと子育て家庭に優しい職場づくりの啓発</p> <p>【産業政策課】</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスや職場環境（職場優先の意識や固定的な性別役割意識等）の改善を促す広報・啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業制度の定着・促進、男性の取得促進 ・勤務時間の短縮等の普及・啓発 ・再雇用制度の普及・啓発 ・ファミリー・フレンドリー企業の普及・促進
<p>男女共同参画意識の醸成</p> <p>【協働まちづくり課】</p>	<p>家庭・地域・職場等において、固定的な性別役割分担意識に基づく習慣等を男女共同参画の視点で見直すよう広報と啓発活動の取組をより一層進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画プランの推進 ・男女共同参画推進講座や講演会の開催 ・男女共同参画社会づくり宣言事業所の普及、促進 ・広報やホームページ等による男女共同参画社会実現に向けた啓発 ・子育てや女性活躍に積極的な事業所、ロールモデルとなる事例の紹介 ・女性活躍推進法を含めた第４次プランの策定



第 5 章 事業計画

1 提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件や現在の施設の状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域を設定することとされており、その提供区域ごとに「量の見込み」及び「確保方策（確保量）」を定めることとされています。

本市では、第1期計画において、「教育・保育」及び「放課後児童健全育成事業」については、中学校区を一つの圏域として設定し、その他の事業については市全域を一つの圏域として設定しておりました。

第2期計画においては、それぞれの事業について、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、利用者の利便性を考慮し、市全域を一つの圏域として設定しますが、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、原則小学校区単位で需要と供給を検討する必要があることから、小学校区を一つの圏域として設定します。

- 「量の見込み」…令和2年度から5年間の市民ニーズ等に基づいた推計値
- 「確保方策（確保量）」…「量の見込み」に対する提供体制の計画



2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

■ 事業内容

施設型給付、地域型保育給付の対象となる児童に対し、幼児期の教育・保育のニーズ量に合わせた施設整備等を実施します。

【 給付対象児童の認定区分 】

年 齢	保育の必要性なし	保育の必要性あり
3～5歳児	【1号認定】	【2号認定】
0～2歳児	—	【3号認定】

(1) 1号認定（3～5歳児、教育標準時間認定） ● ● ● ● ● ● ●

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成29年度	令和元年度
幼稚園等在園児実績（※） （各年度5月1日現在）	1,936人	1,831人	1,779人	1,665人	1,562人

※幼稚園の利用を希望する2号認定含む。

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み		1,130人	1,050人	970人	930人	870人
確保量	特定教育・保育施設 （幼稚園、認定こども園）	2,251人	2,056人	1,804人	1,679人	1,524人
	確認を受けない幼稚園 （従来の私立幼稚園）	200人	200人	200人	200人	200人
② 確保量（定員）の合計		2,451人	2,256人	2,004人	1,879人	1,724人
((2)-①)		1,321人	1,206人	1,034人	949人	854人
主な整備予定		公立幼稚園の 認定こども園 化	公立幼稚園の 認定こども園 化	公立幼稚園の 認定こども園 化	公立幼稚園の 認定こども園 化	公立幼稚園の 認定こども園 化

■ 量の見込みの考え方

- 令和2年度の幼稚園の申込状況から預かり保育利用見込み数を考慮して、令和2年度の見込みを算出。令和3年度以降は、過去の実績の減少率を勘案して算出。

■ 確保量

- 幼稚園、認定こども園（幼稚園部）の定員

(2) 2号認定(3～5歳児、保育認定) ● ● ● ● ● ● ●

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成29年度	令和元年度
保育利用希望実績 (各年度4月1日現在)	703人	735人	804人	834人	880人

	実施時期					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
① 量の見込み	1,300人	1,320人	1,330人	1,380人	1,410人	
保育ニーズ(※)	1,010人	1,040人	1,055人	1,105人	1,140人	
教育ニーズ(※)	290人	280人	275人	275人	270人	
確保量	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	904人	1,015人	1,216人	1,297人	1,372人
	認可外保育施設 (認証保育所、企業主導型 保育施設(地域枠))	71人	71人	26人	26人	26人
	幼稚園及び預かり保育	450人	450人	450人	450人	450人
② 確保量(定員)の合計	1,425人	1,536人	1,692人	1,773人	1,848人	
(②-①)	125人	216人	362人	393人	438人	
主な整備予定	公立幼稚園の 認定こども園 化	認可保育所開 園、公立幼 稚園の認定こ ども園化	認可保育所開 園、公立幼 稚園の認定こ ども園化	公立幼稚園の 認定こども園 化	公立幼稚園の 認定こども園 化	

※保育ニーズ：共働き家庭等で、保育所等の利用を希望
 ※教育ニーズ：共働き家庭等で、幼稚園及び預かり保育の利用を希望

■量の見込みの考え方

- 令和2年度の保育所等の申込状況(保育ニーズ)と幼稚園での預かり保育利用見込み数(教育ニーズ)から、令和2年度の見込みを算出。令和3年度以降は、過去の実績の増加率を勘案して算出。うち教育ニーズは、減少傾向にあるが、一定数を見込んでいる。

■量を確保するための方策

- 認可保育所新設、公立幼稚園の認定こども園化
- 公立幼稚園で年間預かり保育及び延長預かり保育を実施

(3) 3号認定(0~2歳児、保育認定) ● ● ● ● ● ● ● ●

【0歳児】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成29年度	令和元年度
保育利用希望実績 (各年度4月1日現在)	79人	81人	71人	106人	88人

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み		195人	195人	195人	190人	190人
確保量	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	136人	145人	157人	163人	163人
	特定地域型保育事業 (小規模保育事業)	32人	52人	52人	52人	55人
	認可外保育施設 (認証保育所、企業主導型保育施設(地域枠))	32人	28人	22人	22人	22人
② 確保量(定員)の合計		200人	225人	231人	237人	240人
(②-①)		5人	30人	36人	47人	50人
主な整備予定		小規模保育施設開園、公立幼稚園の認定こども園化	認可保育所・小規模保育施設開園、公立幼稚園の認定こども園化	認可保育所開園、公立幼稚園の認定こども園化	公立幼稚園の認定こども園化	小規模保育施設開園

■量の見込みの考え方

- ・国の手引きに基づく推計から、育児休業中の人と希望復帰時期を子どもが1歳以上としている人を除いて算出。

■量を確保するための方策

- ・認可保育所・小規模保育施設新設、公立幼稚園の認定こども園化



【1、2歳児】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成29年度	令和元年度
保育利用希望実績 (各年度4月1日現在)	551人	616人	648人	689人	713人

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み		745人	775人	835人	870人	905人
確保量	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	502人	538人	584人	608人	608人
	特定地域型保育事業 (小規模保育事業)	126人	217人	217人	217人	233人
	認可外保育施設 (認証保育所、企業主導型 保育施設(地域枠))	121人	104人	70人	70人	70人
② 確保量(定員)の合計		749人	859人	871人	895人	911人
(②-①)		4人	84人	36人	25人	6人
主な整備予定		小規模保育施設開園、公立幼稚園の認定こども園化	認可保育所・小規模保育施設開園、公立幼稚園の認定こども園化	認可保育所開園、公立幼稚園の認定こども園化	公立幼稚園の認定こども園化	小規模保育施設開園

■量の見込みの考え方

- 令和2年度の保育所等の申込状況から令和2年度の見込みを算出。令和3年度以降は、過去の実績の増加率を勘案して算出。

■量を確保するための方策

- 認可保育所・小規模保育施設新設、公立幼稚園の認定こども園化

【0～2歳の保育利用率】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～2歳の推計児童数(A)	2,459人	2,427人	2,457人	2,440人	2,420人
0～2歳の確保量計(B)	949人	1,084人	1,102人	1,132人	1,151人
保育利用率	38.6%	44.7%	44.9%	46.4%	47.6%

$$\text{保育利用率} = \text{確保量計(B)} \div \text{推計児童数(A)}$$

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

■ 事業内容

地域の実情を把握し、ニーズに対応した子育てに必要な各種保育サービスの提供体制の確保を図ります。

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて保育を実施する事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	528 人	440 人	448 人	331 人

	実施時期				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	470 人	460 人	460 人	460 人	460 人
確保量	1,611 人	1,821 人	2,080 人	2,191 人	2,266 人

■量の見込みの考え方

- ・国の手引きに基づき算出。

■確保量

- ・延長保育を実施する認可保育所、認定こども園、小規模保育施設の定員



(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労や疾病等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	792 人	816 人	968 人	1,099 人

	実施時期				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	1,395 人	1,510 人	1,575 人	1,630 人	1,725 人
小学 1 年生	350 人	459 人	452 人	452 人	480 人
小学 2 年生	350 人	321 人	428 人	416 人	416 人
小学 3 年生	334 人	318 人	289 人	391 人	384 人
小学 4 年生	216 人	250 人	243 人	219 人	310 人
小学 5 年生	129 人	119 人	128 人	114 人	98 人
小学 6 年生	16 人	43 人	35 人	38 人	37 人
② 確保量（定員）	1,607 人	1,697 人	1,757 人	1,807 人	1,807 人
(②-①)	212 人	187 人	182 人	177 人	82 人

■量の見込みの考え方

- ・平成26年度から令和元年度の過去6年間の申込率の最高値を踏まえ算出。

■量を確保するための方策

- ・待機児童が発生している小学校において、長期休業期間を利用する児童のため、小学校の教室等を活用

【袋井東小学校区】

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	79人	80人	79人	79人	79人
小学1年生	24人	22人	21人	28人	26人
小学2年生	16人	18人	16人	14人	21人
小学3年生	16人	16人	18人	12人	12人
小学4年生	15人	13人	14人	15人	10人
小学5年生	7人	8人	7人	7人	7人
小学6年生	1人	3人	3人	3人	3人
② 確保量（定員）	80人	80人	80人	80人	80人
(②-①)	1人	0人	1人	1人	1人

【袋井西小学校区】

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	145人	155人	176人	202人	214人
小学1年生	37人	55人	54人	56人	62人
小学2年生	38人	37人	55人	54人	55人
小学3年生	32人	30人	29人	55人	45人
小学4年生	26人	22人	27人	27人	43人
小学5年生	11人	9人	10人	9人	8人
小学6年生	1人	2人	1人	1人	1人
② 確保量（定員）	155人	155人	215人	215人	215人
(②-①)	10人	0人	39人	13人	1人

【袋井南小学校区】

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	189人	198人	209人	218人	219人
小学1年生	48人	58人	62人	63人	63人
小学2年生	51人	46人	58人	57人	59人
小学3年生	44人	42人	38人	50人	45人
小学4年生	34人	36人	34人	31人	41人
小学5年生	11人	15人	16人	15人	10人
小学6年生	1人	1人	1人	2人	1人
② 確保量（定員）	190人	220人	220人	220人	220人
(②-①)	1人	22人	11人	2人	1人

【袋井北小学校区】

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	270人	292人	320人	318人	338人
小学1年生	69人	89人	94人	86人	93人
小学2年生	64人	56人	88人	85人	79人
小学3年生	57人	60人	52人	73人	80人
小学4年生	39人	49人	52人	45人	60人
小学5年生	40人	30人	28人	21人	19人
小学6年生	1人	8人	6人	8人	7人
② 確保量（定員）	340人	340人	340人	340人	340人
(②-①)	70人	48人	20人	22人	2人

【今井小学校区】

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	54人	58人	59人	54人	51人
小学1年生	10人	18人	13人	9人	11人
小学2年生	17人	10人	18人	13人	9人
小学3年生	12人	13人	9人	16人	11人
小学4年生	9人	9人	10人	7人	12人
小学5年生	4人	5人	5人	5人	4人
小学6年生	2人	3人	4人	4人	4人
② 確保量（定員）	75人	75人	75人	75人	75人
(②-①)	21人	17人	16人	21人	24人

【三川小学校区】

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	44人	45人	42人	41人	42人
小学1年生	8人	12人	10人	9人	12人
小学2年生	12人	8人	12人	10人	9人
小学3年生	15人	12人	8人	12人	10人
小学4年生	3人	5人	5人	3人	5人
小学5年生	5人	5人	5人	4人	3人
小学6年生	1人	3人	2人	3人	3人
② 確保量（定員）	50人	50人	50人	50人	50人
(②-①)	6人	5人	8人	9人	8人

【笠原小学校区】

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	55人	60人	63人	62人	56人
小学1年生	14人	12人	14人	12人	8人
小学2年生	14人	12人	10人	12人	10人
小学3年生	11人	14人	12人	10人	12人
小学4年生	8人	10人	13人	10人	9人
小学5年生	7人	7人	9人	12人	9人
小学6年生	1人	5人	5人	6人	8人
② 確保量（定員）	68人	68人	68人	68人	68人
(②-①)	13人	8人	5人	6人	12人

【山名小学校区】

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	251人	294人	293人	315人	345人
小学1年生	55人	87人	85人	88人	81人
小学2年生	63人	57人	78人	85人	88人
小学3年生	67人	59人	51人	77人	85人
小学4年生	40人	57人	44人	38人	66人
小学5年生	22人	21人	26人	21人	19人
小学6年生	4人	13人	9人	6人	6人
② 確保量（定員）	296人	296人	296人	346人	346人
(②-①)	45人	2人	3人	31人	1人

【高南小学校区】

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	91人	101人	114人	131人	153人
小学1年生	23人	33人	34人	39人	50人
小学2年生	22人	22人	33人	34人	38人
小学3年生	21人	21人	22人	33人	33人
小学4年生	15人	16人	16人	16人	23人
小学5年生	9人	8人	8人	8人	8人
小学6年生	1人	1人	1人	1人	1人
② 確保量（定員）	93人	153人	153人	153人	153人
(②-①)	2人	52人	39人	22人	0人

【浅羽南小学校区】

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	58人	52人	50人	45人	55人
小学1年生	21人	13人	16人	14人	25人
小学2年生	13人	18人	12人	13人	12人
小学3年生	15人	10人	13人	8人	10人
小学4年生	5人	8人	5人	7人	5人
小学5年生	3人	2人	3人	2人	2人
小学6年生	1人	1人	1人	1人	1人
② 確保量（定員）	70人	70人	70人	70人	70人
(②-①)	12人	18人	20人	25人	15人

【浅羽北小学校区】

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	67人	68人	67人	66人	67人
小学1年生	17人	20人	16人	18人	20人
小学2年生	18人	15人	18人	14人	16人
小学3年生	19人	19人	17人	20人	16人
小学4年生	9人	10人	11人	9人	11人
小学5年生	3人	3人	4人	4人	3人
小学6年生	1人	1人	1人	1人	1人
② 確保量（定員）	70人	70人	70人	70人	70人
(②-①)	3人	2人	3人	4人	3人

【浅羽東小学校区】

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	92人	107人	103人	99人	106人
小学1年生	24人	40人	33人	30人	29人
小学2年生	22人	22人	30人	25人	20人
小学3年生	25人	22人	20人	25人	25人
小学4年生	13人	15人	12人	11人	25人
小学5年生	7人	6人	7人	6人	6人
小学6年生	1人	2人	1人	2人	1人
② 確保量（定員）	120人	120人	120人	120人	120人
(②-①)	28人	13人	17人	21人	14人

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）・・・・・・・・

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で養育する事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績 (年間の延べ人数)	0 人	0 人	0 人	2 人

	実施時期				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (年間の延べ人数)	34 人	34 人	34 人	34 人	34 人
確保量	50 人	50 人	50 人	50 人	50 人

■量の見込みの考え方

- ・過去の最大利用実績値（平成22年度実績）を計上。

■確保量

- ・委託先施設（まきばの家）の年間最大受入人数

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）・・・・・・・・

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績 (年間の延べ人数)	92,588 人	92,338 人	93,186 人	94,235 人

	実施時期				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (年間の延べ人数)	95,100 人	93,900 人	95,000 人	94,400 人	93,600 人
確保量 (箇所数)	7 箇所	6 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所

■量の見込みの考え方

- ・国の手引きに基づき算出。

■確保量

- ・子育て支援センター等の設置箇所数

(5) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として
 昼間において、幼稚園・保育所やその他の場所で一時的に預かる事業です。

ア 幼稚園型（幼稚園等における在園児対象の預かり保育）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績 (年間の延べ人数)	68,302 人	70,962 人	75,971 人	76,673 人

	実施時期				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (年間の延べ人数)	78,000 人	76,400 人	74,000 人	74,400 人	73,400 人
確保量	120,000 人	120,000 人	120,000 人	120,000 人	120,000 人

■量の見込みの考え方

- ・延長預かり保育を開始した平成29年度からの増加率を勘案して算出。

■確保量

- ・幼稚園等における預かり保育の定員

イ 幼稚園型以外

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績 (年間の延べ人数)	2,247 人	1,515 人	1,427 人	1,112 人

	実施時期				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (年間の延べ人数)	2,080 人	2,040 人	2,020 人	2,020 人	2,000 人
確保量	8,880 人	8,880 人	10,080 人	10,080 人	10,080 人

■量の見込みの考え方

- ・国の手引きに基づく推計から、「日常的、緊急時に親族にみてもらえる人」を除いて算出。

■確保量

- ・保育所等で実施する一時預かり（一般型）と中央子育て支援センターで実施する一時預かり（ショート・マ・パ）の定員

(6) 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績 (年間の延べ人数)		35 人	89 人	96 人

	実施時期				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (年間の延べ人数)	300 人	330 人	360 人	390 人	420 人
確保量	1,200 人	1,200 人	1,680 人	1,680 人	1,680 人

■量の見込みの考え方

- ・利用者が増加している令和元年度の利用状況を踏まえ算出。

■確保量

- ・病児・病後児保育事業実施施設の定員

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を受けたい者（依頼会員）と援助を行いたい者（協力会員）が会員登録し、お互いに助け合う事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績 (年間の延べ人数)	1,391 人	895 人	1,019 人	1,378 人

	実施時期				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (年間の延べ人数)	1,290 人	1,330 人	1,300 人	1,300 人	1,260 人
確保量	1,800 人	1,800 人	1,800 人	1,800 人	1,800 人

■量の見込みの考え方

- ・平成26年度から平成30年度の平均実績を踏まえ算出。

■確保量

- ・過去5年間（平成26年度から平成30年度）の最大利用者数

(8) 利用者支援事業

- 【基本型・特定型】(保育コンシェルジュ)

基本型：子育て支援センターなど親子の身近な場所で、子育てに関わる幅広い情報提供を行う事業です。

特定型：市役所などの窓口で、個々の状況にあった保育施設などの情報提供を行う事業です。

- 【母子保健型】(子育て世代包括支援センター)

保健センターなど母子保健に関する施設で、保健師等が相談支援や情報提供を行う事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績	1 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所

	実施時期				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
確保量	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
基本型・特定型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
母子保健型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

■量の見込みの考え方及び確保量

- 現在実施している「特定型」と「母子保健型」の2箇所で、他の関係機関と連携した支援を行うことが可能と考えるため、現在の2箇所を継続して設置



(9) 妊婦健康診査事業

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康の保持、安全安心な出産を目的として健康診査を行う事業です。(妊婦健康診査14回分の費用の助成事業)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	1,379 人	1,350 人	1,344 人	1,285 人

	実施時期				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1,260 人	1,250 人	1,240 人	1,230 人	1,220 人
確保方策	実施体制：21 人 実施機関：総合健康センター、浅羽保健センター 委託団体等：静岡県医師会				

■量の見込みの考え方

- ・ 0歳児の推計児童人口と当該年度中に健康診査を受けることが見込まれる人数を勘案して算出。

■確保方策

- ・ 事業の実施体制

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	928 人	796 人	928 人	834 人

	実施時期				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	836 人	832 人	826 人	819 人	812 人
確保方策	実施体制：15 人 実施機関：総合健康センター、浅羽保健センター				

■量の見込みの考え方

- ・ 0歳児の推計児童人口を計上。

■確保方策

- ・ 事業の実施体制

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	27 人	26 人	16 人	19 人

	実施時期				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
確保方策	実施体制：14 人 実施機関：しあわせ推進課、健康づくり課等				

■量の見込みの考え方

- ・平成29年度と平成30年度の実績を踏まえ算出。

■確保方策

- ・事業の実施体制

4 教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及・・・・・・・・

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設であり、保護者の就労状況等に関わらず利用できることから、今後も利用ニーズが高まることが予測されます。本市では、待機児童対策として、公立幼稚園の認定こども園化を進めるとともに、私立幼稚園・保育所の認定こども園への移行や、新設認定こども園の整備など、普及に向けた支援を進めてまいります。

(2) 教育・保育の一体的提供・・・・・・・・

本市では、幼児教育の振興のための取組を支援するため、幼児教育センターを整備し、関係機関と連携を図り、幼児教育・保育施設や家庭等を支援する体制を整備するとともに、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーを配置し、保育士の人材確保対策や幼稚園・保育所職員合同による保育等に関する研修を充実し、保育及び幼児教育の質の向上を図ります。

また、小学校教育への円滑な接続のため、幼稚園・保育所・認定こども園・小・中学校の連携、交流の推進を図るとともに、就学前教育カリキュラムや幼小接続カリキュラムを実施することにより、幼児期の学び(学びの芽生え)を、小学校の学び(自覚的な学び)につなげ、幼児教育から学校教育への円滑な移行を図ります。



5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月1日に施行されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけられていなかった未移行の幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

そのため、この新たな給付制度については、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう必要な様式や給付方法等について定めています。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼するなど、県と連携して実施します。





第6章 計画の推進

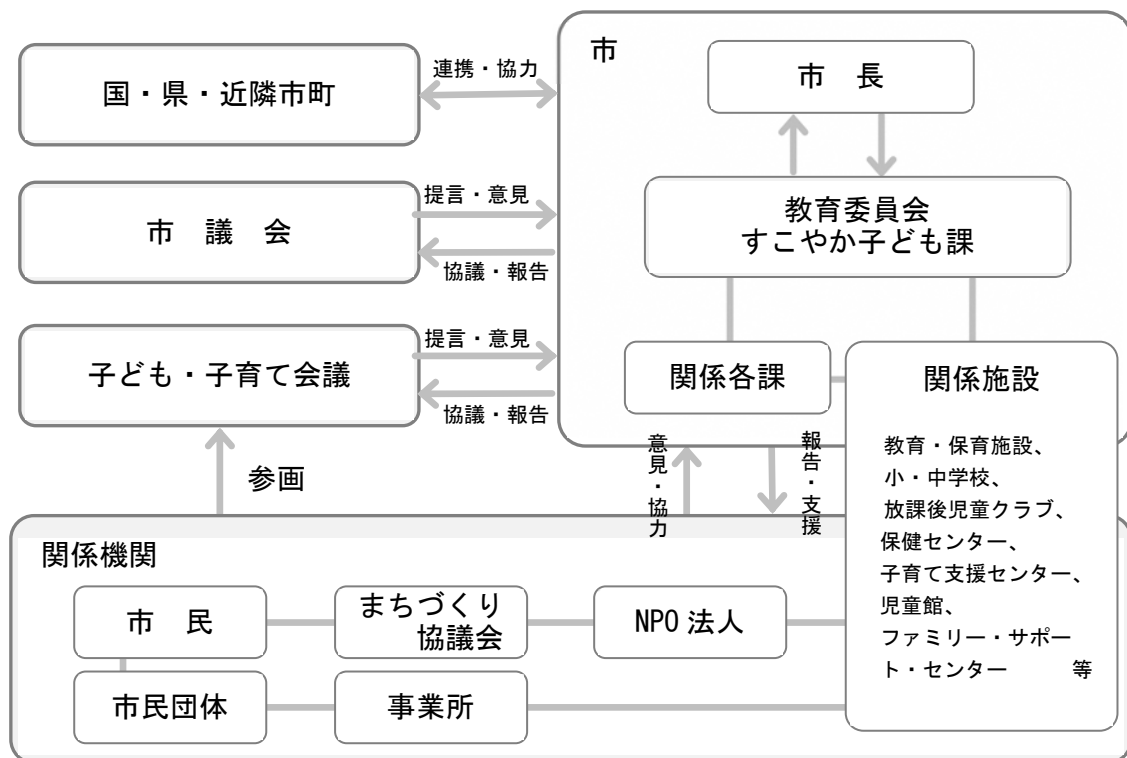
1 推進体制

本市では、子ども・子育ての施策を市の重点課題と捉え、第2期袋井市子ども・子育て支援事業計画の推進にあたり、計画の基本理念である「みんなで支え合い、子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれるまち」の実現に向けて、全庁的に取り組んでいきます。

事業を進めるにあたっては、市内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、幼稚園、保育所、認定こども園などの子ども・子育て支援事業者や学校、企業、市民と連携して、多くの意見を取り入れながら取組を広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映するほか、新たな課題についても、積極的に取り組んでいきます。

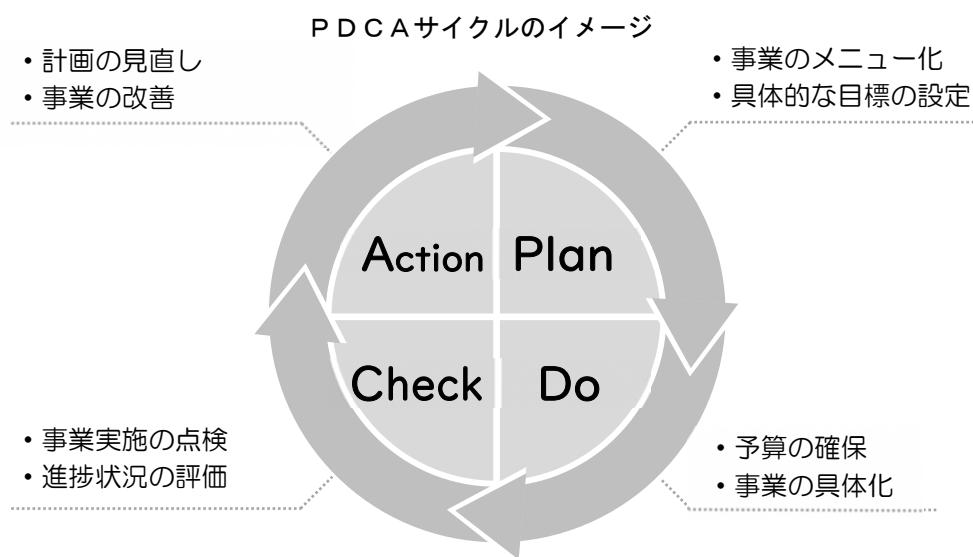
計画の推進体制



2 進行管理

第2期袋井市子ども・子育て支援事業計画に基づく取組や施策を推進するため、毎年度各事業の実績を点検し、「袋井市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況の評価を行います。

計画の中間年度である令和4年度においては、必要に応じて、本計画の見直しを行い、施策の改善につなげていきます。





資料編

1 袋井市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日 条例第 26 号

(設置)

第1条 袋井市は、安心して未来の宝である子どもを産み、育てることのできる社会の実現を目指し、幼児期の学校教育及び保育並びに地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する合議制の機関として、袋井市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画策定及び計画推進に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (3) 法第31条第2項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (4) 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て関係団体に属する者
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 労働者を代表する者
- (5) 教育関係者
- (6) 保育関係者
- (7) 子どもの保護者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が未決定の場合は、市長がこれを招集することができる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、子ども・子育て会議の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、教育部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

2 袋井市子ども・子育て会議幹事会設置要綱

平成25年9月30日告示第177号

改正

平成27年3月31日告示第54号

平成29年3月31日告示第41号

令和元年6月28日告示第7号

(設置)

第1条 市長は、幼児期の学校教育及び保育並びに地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、袋井市子ども・子育て会議幹事会（以下「幹事会」という。）及びワーキンググループを置く。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども・子育てに関する調査及び研究に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 幹事会は、委員長、副委員長及び委員で組織し、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 委員長 教育部長
- (2) 副委員長 教育監及びすこやか子ども課長
- (3) 委員 企画政策課長、財政課長、健康づくり課長、しあわせ推進課長、産業政策課長、教育企画課長及び学校教育課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、幹事会を総理し、幹事会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 幹事会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員長は、子ども・子育て支援に関する課題を整理検討させるため、幹事にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの委員は、市職員の中から委員長が任命する。
- 3 ワーキンググループの会議は、すこやか子ども課長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第7条 幹事会及びワーキンググループの庶務は、教育部すこやか子ども課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第54号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第41号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日告示第7号）

この告示は、公示の日から施行する。

3

計画策定の経過

年度	回	開催日	審議内容等			
				配布数	有効 回答数	有効 回答率
平成 30 年度	市民ニーズ調査の 実施	平成 31 年 1 月 7 日 から 1 月 21 日まで	就学前児童 保護者	2,555 通	2,018 通	78.9%
			小学生 保護者	2,700 通	1,590 通	58.8%
令和元年度	第 1 回 子ども・子育て会議	令和元年 7 月 11 日	(1) 第 2 期袋井市子ども・子育て支援事業計画の基本理念、基本方針、基本施策について			
	第 2 回 子ども・子育て会議	令和元年 8 月 27 日	(1) 第 2 期袋井市子ども・子育て支援事業計画の体系案について (2) 第 2 期袋井市子ども・子育て支援事業計画の素案（第 1 章から第 3 章まで）について			
	第 3 回 子ども・子育て会議	令和元年 10 月 30 日	(1) 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」及び「確保方策」について (2) 第 2 期袋井市子ども・子育て支援事業計画（案）について			
	パブリックコメント	令和元年 11 月 27 日 から 12 月 26 日まで	〔実施場所〕 市役所（すこやか子ども課、情報公開コーナー）、浅羽支所、総合健康センター、月見の里学遊館、市ホームページ			
	第 4 回 子ども・子育て会議	令和 2 年 1 月 28 日	(1) 第 2 期袋井市子ども・子育て支援事業計画（最終案）について			

4 委員名簿

(1) 袋井市子ども・子育て会議委員名簿

選出区分		氏名	所属	備考
1	学識経験を有する者	◎ 芳賀 亜希子	浜松学院大学短期大学部 教授	
2	学識経験を有する者	高橋 利幸	静岡県子ども未来課	
3	子ども・子育て関係団体に属する者	港 京子	読み聞かせボランティア 「ぐりとぐら」所属	
4	子ども・子育て関係団体に属する者	谷口 京子	ふれあい子育て 「さんさん広場」代表	
5	事業主を代表する者	大場 修	㈱サンワネット	～令和元年9月30日
		山田 大輔	浜松いわた信用金庫	令和元年10月1日～
6	労働者を代表する者	渡辺 輝	㈱サンエー化研	～令和元年9月30日
		鈴木 和人	袋井地区労働者 福祉協議会	令和元年10月1日～
7	教育関係者	雪島 こそ江	校長会代表	～平成31年3月31日
		神田 明治	校長会代表	平成31年4月1日～
8	教育関係者	諸井 理恵	山名幼稚園 園長	～令和元年9月30日
		大野 正恵	愛野こども園 園長	令和元年10月1日～
9	保育関係者	鈴木 康	袋井ハロー保育園 園長	
10	子どもの保護者	塩崎 明子		～令和元年9月30日
		高橋 美穂		令和元年10月1日～
11	子どもの保護者	窪野 真代		
12	市長が必要と認める者	○ 高橋 正則	袋井市自治会連合会 会長	

※◎会長 ○副会長

(2) 袋井市子ども・子育て会議幹事会委員名簿・・・・・・・・

氏名	役職
◎ 伊藤 秀志	教育部長
○ 山本 裕祥	教育監
○ 大庭 英男	すこやか子ども課長
藤田 佳三	企画政策課長
小久江 恵一	財政課長
鈴木 立朗	健康づくり課長
鈴木 明	しあわせ推進課長
村田 雅俊	産業政策課長
本多 晃治	教育企画課長
金田 裕之	学校教育課長

※◎委員長 ○副委員長

※用語説明中の「法」は、「子ども・子育て支援法」をいう。

【あ行】

新しい経済政策パッケージ

平成29年12月に「人づくり革命」と「生産性革命」を2本柱とする「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定。このうち「人づくり革命」では、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などが盛り込まれている。

【か行】

家庭的保育（保育ママ）

満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が5人以下で家庭的保育者（保育ママ）の居宅、またはその他の場所で家庭的保育者による保育を行う事業（法第7条）

教育・保育施設

認定こども園、幼稚園、保育所

協働

市民をはじめ自治会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと

合計特殊出生率

一人の女性が一生（15～49歳）の間に産む子どもの数を示すもので、15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計することで算出される。

子ども・子育て関連3法

- ① 「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）
 - ② 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）
 - ③ 「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）
- の3つの法律を指す。

子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条）

子育て安心プラン

平成29年6月に策定。令和2年度末までに待機児童を解消し、待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」の解消を目指す。6つの支援パッケージとして、①保育の受け皿の拡大、②保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」、③保護者への「寄り添う支援」の普及促進、④保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」、⑤持続可能な保育制度の確立、⑥保育と連携した「働き方改革」を掲げている。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度

子ども食堂

地域の住民・企業・団体がボランティアで運営する、誰でも無料や低額で食事をすることができる食堂

子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となる。給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）で、給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれる。

子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26年1月に施行された法律。令和元年の法改正では、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記された。また、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定された。

【さ行】

事業所内保育

満3歳未満の乳幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業（法第7条）

次世代育成支援対策推進法

日本の急激な少子化の進行に対して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された法律。この法律に基づき、企業及び国・地方公共団体は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。平成26年4月に、法律の有効期限が平成37年3月末日まで10年間延長された。この延長に伴い、地方公共団体が策定する行動計画は、義務策定から任意策定に変更された。

施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育所（教育、保育施設）を通じた共通の給付（法第27条）

小規模保育

満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業（法第7条）

食育

さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること

新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、必要な整備等を進めるため、平成30年9月に文部科学省及び厚生労働省により策定されたプラン

【た行】

待機児童数

保育の必要性が認定され、保育所等の利用申込をしているが、利用していない児童数から、特定の保育所等のみを希望している方などを除いた数

地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等への給付（法第29条）

地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業で定員 19 人以下の保育施設（法第 7 条）

地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等の事業（法第 59 条）

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費を支給する施設として確認した「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第 27 条）

特定事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、国及び地方公共団体の機関が実施する次世代育成対策に関する計画

【な行】

認定こども園

幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設で、おおむね 0 歳から就学前の児童が利用できる施設

【は行】

放課後子ども教室

放課後等に子どもたちの居場所を確保し、自主性、社会性等を育むため、すべての子どもを対象に、校庭や教室を活用し、地域住民の協力によって多様な体験・交流活動などを行う事業

保育所

保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設

骨太の方針 2018

平成 30 年 6 月に「経済財政運営と改革の基本方針 2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(骨太の方針) が閣議決定。力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組として、人づくり革命の実現と拡大の中で、待機児童問題解消や幼児教育無償化等が示された。

【や行】

幼児教育・保育の無償化

令和元年 10 月から、3 歳から 5 歳までのすべての子ども及び、0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象に、幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料の無償化が開始した。

幼稚園

満 3 歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法第 77 条によれば「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」。

要保護児童

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと。虐待を受けた子どもに限られず、非行児童等も含まれる。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」とのバランスをとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと

6 年齢別子ども人口の推計

各年度4月1日時点

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	836人	832人	826人	819人	812人
1歳	782人	822人	818人	812人	805人
2歳	841人	773人	813人	809人	803人
小計	2,459人	2,427人	2,457人	2,440人	2,420人
3歳	781人	824人	757人	796人	792人
4歳	836人	783人	826人	759人	798人
5歳	876人	835人	782人	826人	758人
小計	2,493人	2,442人	2,365人	2,381人	2,348人
6歳	841人	871人	829人	777人	821人
7歳	896人	839人	869人	826人	775人
8歳	965人	895人	838人	868人	825人
9歳	832人	966人	896人	839人	869人
10歳	958人	837人	972人	901人	845人
11歳	880人	960人	837人	974人	902人
小計	5,372人	5,368人	5,241人	5,185人	5,037人
12歳	953人	878人	957人	835人	971人
13歳	943人	956人	880人	960人	837人
14歳	853人	946人	959人	882人	963人
小計	2,749人	2,780人	2,796人	2,677人	2,771人
15歳	888人	853人	946人	959人	882人
16歳	894人	885人	850人	942人	955人
17歳	855人	894人	885人	850人	942人
小計	2,637人	2,632人	2,681人	2,751人	2,779人
合計	15,710人	15,649人	15,540人	15,434人	15,355人

第2期

袋井市子ども・子育て支援事業計画

(袋井市次世代育成支援行動計画)

(袋井市子どもの貧困対策計画)

令和2年3月

袋井市教育委員会 すこやか子ども課

〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1

TEL 0538 (44) 3147・3157

FAX 0538 (44) 3228

URL <http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>